

植草学園大学看護学部  
設置の趣旨等を記載した書類

学校法人 植草学園

# 植草学園大学看護学部設置の趣旨等を記載した書類

## 目 次

<b>1 設置の趣旨及び必要性</b>	5
（1）設置の趣旨	5
（2）設置の必要性	5
（3）教育研究対象とする学問分野	8
（4）教育目標及び養成する人材像	8
（5）卒業認定・学位授与方針〔ディプロマ・ポリシー〕	8
（6）教育課程編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕	9
（7）入学者受け入れ方針〔アドミッション・ポリシー〕	10
（8）学修成果の評価と可視化〔アセスメント・ポリシー〕	10
（9）教育研究上の具体的な到達目標	10
<b>2 学部・学科等の特色</b>	11
（1）看護学部看護学科の役割・機能と強み・特色	11
（2）植草学園大学における看護学部の位置付けと大学の役割・機能	14
<b>3 大学、学部、学科等の名称及び学位の名称</b>	14
（1）看護学部看護学科の名称	14
（2）学位の名称	14
<b>4 教育課程の編成の考え方及び特色</b>	14
（1）カリキュラム・ポリシーを踏まえた体系的教育課程編成	14
（2）看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性	17
（3）主要授業科目の設定への考え方	19
（4）単位時間数の考え方	19
（5）授業期間の考え方	19
<b>5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</b>	19
（1）授業方法、学生数、配当年次の設定	19
（2）保健師養成の履修者の決定	20
（3）卒業要件	20
（4）履修モデル	21
（5）卒業論文作成に関する研究活動の単位数の妥当性	21
（6）CAP 制設定への考え方	21
（7）他大学における履修、多様なメディアを利用した授業	21
（8）指導補助者による授業の一部分担における教育効果の保証	22

6	多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の 具体的計画	22
7	実習の具体的計画	23
	(1) 実習の目的・目標, 計画の概要	23
	(2) 実習先の確保状況	25
	(3) 実習先との契約内容	27
	(4) 実習水準の確保の方策	27
	(5) 実習先との連携体制	27
	(6) 実習前準備状況	28
	(7) 事前・事後における指導計画	29
	(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	30
	(9) 実習施設における指導者の配置計画	31
	(10) 成績評価体制及び単位認定方法	31
8	取得可能な資格	32
9	入学者選抜の概要	32
	(1) アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法	32
	(2) 選抜体制	35
	(3) 選抜基準	35
	(4) 社会人, 留学生及び帰国生徒の受け入れ	35
	(5) 科目等履修生, 聴講生の受け入れ	35
10	教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色	36
	(1) 教員配置とその考え方	36
	(2) 教員の担当科目数, 及び2校地を往来する場合	36
	(3) 実務経験の豊富な教員を積極的に活用する場合	37
	(4) 中心となる研究分野と研究体制	37
	(5) 教員の年齢構成	37
	(6) 教員と事務職員の連携協働	37
11	研究の実施についての考え方, 体制, 取組	38
12	施設, 設備等の整備計画	39
	(1) 校地, 運動場の整備計画	39
	(2) 校舎等施設の整備計画	40
	(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	41

1 3	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	42
1 4	管理運営	42
1 5	自己点検・評価	43
	(1) 実施方針	43
	(2) 実施体制	43
	(3) 点検評価事項	43
	(4) 結果の活用・公表	43
	(5) 認証評価, 外部評価	44
1 6	情報の公表	44
	(1) 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)に関すること	44
	(2) 教育研究上の基本組織に関すること	44
	(3) 教育研究実施組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	44
	(4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数, 収容定員及び在学する学生の数, 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	44
	(5) 授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	44
	(6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	44
	(7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	45
	(8) 授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	45
	(9) 大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	45
	(10) その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報, 学則等各種規程, 設置認可申請書, 設置届出書, 設置計画履行状況等報告書, 自己点検・評価報告書, 認証評価の結果等)	45
1 7	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	45
1 8	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	45
	(1) 教育課程内の取組について	45
	(2) 教育課程外の取組について	46
	(3) 適切な体制の整備について	47

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 1 設置の趣旨及び必要性

#### (1) 設置の趣旨

本学の建学の精神は「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かな、たくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する」ことである。創立者植草たけは、明治37年に、社会的な要請に応えるため裁縫技術を教える千葉和洋裁縫女学校を立ち上げた。女性の社会的進出がまだ低い時代にあつて、技術と教養（修身などを含む）を身に付けた優れた女性の育成は、女性の自立をめざした植草たけの教育の原点であった。

以来、この精神を受け継ぎ、平成11年に短期大学を開設して男女共学とし、平成20年に大学を開設して、幼児教育、特別支援教育及び保健医療の分野に特色を発揮してきた。

また、建学の精神を具現化していく上で、学園のあるべき姿を「学園ビジョン」として次のように示している。

- 一 学生一人ひとりの人間性を大切にした教育を通じて、自立心と思いやりの心を育むことにより、誰をも優しく包み込む共生社会を実現する拠点となる。
- 二 地域社会における信頼を確かなものとし、安定的で特色ある教育機関としての地位を確立する。

植草学園大学は、多くの卒業生が教育、福祉、保健医療などの分野において、その専門性を活かし、人に寄り添い、地域社会で活躍している。今後も、この役割を担い続ける教育機関としての発展を期している。

特に、これからの我が国においては、若年人口の減少と高齢人口の増加が一層顕著になることが見込まれているなかで、乳幼児から高齢者まで、すべての人が健康で安心して生きることができる社会（共生社会）を実現することが重要である。

学園として、このような社会の実現に向けて歩を進めているところであり、今回、看護学部を設置し、保健医療の中心的役割を担う看護人材の養成を行うこととした。

本学は設置当初から、教育と医療の2つの柱で共生社会の実現を担う人材を養成するというねらいをもっており、看護師養成もその目標の一つとされていた。教育では、発達教育学部において障害をもつ子どもたちの特別支援教育を共通の基本とし、その上に乳幼児から児童までを対象とする保育・教育を展開してきた。医療では、保健医療学部において病者や高齢者の社会参加を支えるリハビリテーションの専門職種の養成に努めてきた。そして、ますます高齢化と高齢者の地域孤立が進む現在、より広範な地域医療人材として、人材不足が叫ばれている看護師、保健師を養成し、地域に寄与するとともに、共生社会実現に向けてさらなる歩を進めることとした。

#### (2) 設置の必要性

##### ①日本国内および千葉県内における需要への対応

医療における問題は社会の急激な高齢化のみならず、日進月歩で進む医療の高度化に対応する医療人の養成であり、看護の分野においても例外ではない。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」によると、現在起こりつつあるAI、ロボット、IoT等の第4次産業革命は経済社会に大きなインパクトをもたらし、産業構造の変化をもたらすことが予想されている。2030年における産業別就業者数はほとんどの業種で縮小するが、情報通信業や医療・福祉関連の業種では拡大することが予想されている。看護を含む医療・福祉分野では高等教育修了者の割合が低く、大学では看護職のリーダーや管理職となって保健・医療・福祉分野を牽引する人材を養成する必要がある。〈資料1〉

千葉県保健医療計画（平成30年）によると千葉県の75歳以上の人口は平成27年には約70万人であったが、今後の10年間で約110万人（平成27年の約1.5倍）に増加し、その後しばらくはその人口が継続すると予想されている。千葉県（人口10万人当たり）の医療従事者の推移から見ると、就業看護師数は2010年の523.7人から2020年には770.0人と増加傾向が続いているが、都道府県別にみると全国45位であり、埼玉県や神奈川県と並んで全国最低水準となっている。〈資料2〉

また、千葉県保健医療計画中間見直し（令和2年1月）では、「在宅医療の推進」が重点項目となっている。県内の訪問看護ステーション数と利用者数は令和元年には平成24年の2倍になっており現在も増加しているが、より安定的な訪問看護サービスの提供体制を整備することが求められている。〈資料3〉

このような現状を踏まえて、千葉県知事からは、本学看護学部設置に関する要望書が提出されている。〈資料4〉

また、千葉市長からも、地域医療を担う共生社会の実現に貢献できる看護職の育成、質の高い看護人材の育成を期待するとの要望書が提出されている。〈資料5〉

千葉県医師会入江康文会長からも、千葉医療センター附属千葉看護学校の校舎等を活用継承した看護学部を新たに併設することにより、地域の保健・医療・福祉分野の施策展開を推進する有為な担い手養成が図られることを期待しているとの要望があった。〈資料6〉

日本私立学校振興・共済事業団「令和5（2023）年度私立大学・短期大学等入学動向」によると、令和5年時点で私立大学が設置する「看護学部」は110学部で、入学定員合計数は9,978名、入学者合計数は9,900名で、入学定員充足率は99.2%であった。また、本学の位置する千葉市及びその近隣の私立大学が設置する「看護学部」の13学部では、入学定員合計数は1,375名、入学者合計数は1,457名で、入学定員充足率は106%であった。〈資料7・8〉

## ②地域との連携および貢献

植草学園が長きにわたり千葉の地で女子教育にあたってきた伝統を引き継ぎ、本学は地元である千葉県出身者の入学が令和4年度において発達教育学部で85.7%、保健医療学部で79.4%と圧倒的に多い。また、それに対応して、令和4年度における卒業生の千葉県就職率は発達教育学部で80.7%、保健医療学部で84.6%に及ぶ。〈資料9〉

このように本学は、千葉という地域に根ざしながら、地域の教育、保育、福祉、保健医療に貢献できる人材を輩出し、地域に貢献してきた。看護学部を設置することで、更に地域の保健医療に貢献する。

### ③設置の経緯

国立病院機構千葉医療センターは、千葉市のほぼ中央、中央区椿森に位置し、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域災害拠点病院等の指定を受け、27診療科、病床数410床を有する総合医療機関である。その理念は「信頼される医療を築く」で、地域に親しまれ信頼される医療をめざしている。昭和20(1945)年の国立病院への移行以後77年間、一般急性期病院として千葉の地域に密着した充実した医療体制を維持、実現してきた。看護の臨地実習施設としても、十分な施設設備と人材を有している。〈資料10〉

千葉医療センター附属看護学校(3年制、定員80名)は、昭和25(1950)年以来、長きにわたり、2,568名に及ぶ社会に貢献し得る看護実践者を輩出してきた。しかし、千葉医療センターは「国立病院機構をはじめ、社会に期待される看護職の役割を果たし、今後ますます複雑、高度化することが予測される医療に対応できる看護師を育成するためには、現在の修業年限では困難な面がある。そのため、看護大学(看護学部の新設を含む)との連携を行うことで、医療の質の向上に貢献できる人材の育成、確保を図っていくこととした。更に将来的には、看護大学院との連携により、看護教育、看護管理に関する教育、研究機関として、指導者の育成にも努めたい」とし、看護学校を閉校し、同校が長年果たしてきた看護師養成を通じた地域貢献の役割と看護教育の基盤を大学教育として発展的に継承できる機関を公募することを決定した。令和3(2021)年1月に公表された公募の趣旨には、「独立行政法人国立病院機構千葉医療センターがもつ充実した教育環境を生かし、①臨床現場での教育を一層重視した4年間の看護基礎教育課程と、②チーム医療・地域医療を担う人間力を備えた有能な人材育成をめざしていくこと、特に医療を担う人々の臨床現場の教育ニーズを受け止め、高度専門職業人の生涯教育の場として、その存在価値を発展させること」を期待している。また、同時に「千葉医療センターは、質の高い臨床実践の場と人材を大学・大学院の教育に生かすと同時に、育成された人材の受け皿となり、その能力を最大限発揮できるようにすることで、医療を通じて地域社会に広く貢献すること」を謳っている。〈資料11〉

千葉医療センターが令和3(2021)年1月に公募した、「独立行政法人国立病院機構千葉医療センター敷地内の建物を活用した看護大学の設置・運営事業」に対し、本学は、本学における看護学部設置の可能性や運営体制、財務計画等を記載した応募企画書を提出した。令和3(2021)年5月26日に事業委託者として選定されたことを受けて、看護学部の設置に向けた活動を開始した。〈資料12〉

運営事業の概要は、本学が千葉医療センターに隣接する看護学校の建物を借用(20年間の定期建物賃貸借契約を締結)し、看護学部を開設・運営するものであり、臨地実習における千葉医療センターの活用、医師等の講師派遣、教育と臨床の相互交流等による双方の連携により、地域社会に貢献できる看護系人材を養成することを目的としてい

る。事業受託者として本学が選定されて以降、千葉医療センター・看護学校・本学からのメンバーで構成される連絡協議会を設置し、運営について検討を進めてきた。〈資料 13〉

さらに、令和 5（2023）年 7 月には「独立行政法人国立病院機構千葉医療センターと学校法人植草学園植草学園大学との包括連携協定」を締結し、相互の連携を確認した。大学を運営する本学の機能と、千葉医療センターがもつ充実した医療現場を活用した教育環境及び人材を最大限に活かした看護基礎教育の提供をめざす。〈資料 14〉

なお、本事業を推進するにあたり、千葉医療センター附属看護学校は、令和 4（2022）年度の募集を停止し、令和 7（2025）年 3 月に閉校となる。

### （3）教育研究対象とする学問分野

植草学園大学看護学部では、多様な人々が共に生きる社会（インクルーシブ社会）の実現をめざし、人々が住み慣れた地域でより健康的な暮らしを営めるように、看護職としての普遍的役割を明確に理解、自覚し、対象（個人、集団）の状態（健康レベル、ライフステージ）、場（施設や在宅等）、状況（日常や緊急事態等）の特性を的確に把握して、個別・具体的な判断を基に、住民や多職種と連携協働し、柔軟かつ創造的な支援ができる看護師及び保健師を養成する。従って、教育研究対象とする中心的な学問分野は「看護学」である。

### （4）教育目標及び養成する人材像

植草学園大学看護学部では共生社会（インクルーシブ社会）の実現に看護学の立場から地域社会に貢献する人材として、人々の生命と人権を尊重し、豊かな人間性と高い倫理観をもち、科学的かつ論理的思考に基づき主体的に行動できる専門的知識・技術を修得した看護師及び保健師を養成する。

### （5）卒業認定・学位授与方針〔ディプロマ・ポリシー〕

植草学園大学看護学部のディプロマ・ポリシーは、以下の 6 項目とする。

DP1：〔徳育・教養〕

人間や社会に対する理解や生命の尊厳について深く認識し、高い道德心と倫理観をもって行動できる。

DP2：〔共生社会・障害支援〕

共生社会の実現をめざし、障害や困難を抱える人を含む、あらゆる発達段階・健康レベルにある人々を支援することができる。

DP3：〔社会貢献・地域支援〕

チームの一員として医療やケアを発展させるとともに、関連する諸機関や人々と連携・協働し、国際的視野をもって、地域社会に貢献することができる。

DP4：〔科学的・論理的思考〕

課題に対して情報を系統的に収集・分析し、根拠に基づいて科学的・論理的思考ができる。

DP5：[問題解決・キャリア形成力]

問題の解決に対して主体的に取り組み、省察する能力を身に付けることによって、自ら成長することができる。

DP6：[知識・技能・実践力]

看護の専門領域における根拠のある知識・確かな技能に基づき実践するとともに、保健・医療・福祉及び市民と協働することができる。

これらの学修を修めた者に「学士（看護学）」を授与するとともに、看護師、保健師（定員あり）の国家試験受験資格を付与する。

## （6）教育課程編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕

植草学園大学看護学部のカリキュラム・ポリシーは、以下の8項目とする。

CP1：幅広い視野と思考力・表現力を養うために、教養教育科目を置き、既設の2学部の学生と同じ場で共に学ぶ。4区分の中から、必修・選択の単位を指定する。

CP2：根拠に根差した専門的な判断及び行動のために必要な基礎知識修得のための専門基礎科目を4細区分で構成する。主に必修科目で構成するが、一部選択科目を設ける。

CP3：看護学の基礎から応用発展へと実践的な知識・技術・態度を体系的に修得できるよう専門科目として5細区分を設け、看護の各専門領域及び応用発展領域の科目を配置する。

CP4：看護学の基礎の細区分では、学問への導入及び専門職業人への志向性を高めるための科目、看護学の基本原理・知識・技術の基礎を学ぶための科目を必修科目として置く。

CP5：健康特性に応じた看護の細区分では、看護のニーズを健康レベルという観点から系統的に理解できるように、ヘルスプロモーション、急性期及び慢性期の看護、エンドオブライフケアの科目を置く。

CP6：対象特性に応じた看護の細区分では、地域・在宅看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神保健看護学の各看護学領域の概論、方法Ⅰ～Ⅱを系統的に学ぶ。また健康教育論、さらに公衆衛生の視野をもった看護実践を学ぶ公衆衛生看護学概論を必修科目として置く。

CP7：看護学の発展の細区分では、学修への動機づけ、専門職業人への志向性、研究マインドの醸成を促す科目として、1年次から4年次にわたり、看護学セミナー、看護学研究Ⅰ・Ⅱ、看護学研究Ⅲ（卒業研究）を系統的に配置する。また看護学の社会への応用力を高める科目として、看護管理・看護政策論、災害看護学概論、グローバルヘルス看護学Ⅰを置く。

CP8：臨地実習の細区分では、専門科目における講義・演習と連動させて、看護の知識・技術・態度を統合し、実践に適用する能力を修得できるよう、1年次から4年次にわたり系統的に配置する。多様なケアの場における実習施設を確保し、地域の機関・施設、関係職種と連携した実習指導体制を構築する。

## (7) 入学者受け入れ方針〔アドミッション・ポリシー〕

植草学園大学看護学部のアドミッション・ポリシーは、以下の7項目とする。

- AP1: (配慮ある態度) 看護職をめざす者としてふさわしい品格、礼節、モラル、思いやりを備えており周囲に配慮ある態度がとれる人
- AP2: (高い志) 人間の生命や健康に関心があり、看護及び保健・医療・福祉の発展に貢献する意志がある人
- AP3: (人間、健康、社会や環境への関心) 人間の生活と健康、社会環境との関連に関心がある人
- AP4: (確かな学力) 専門教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人
- AP5: (学ぶことへの意欲) 専門性の高い知識・技術の修得にあたり、自主的・積極的に学ぶ意欲と情熱がある人
- AP6: (遂行力) 勉学・学修上の困難に直面したとき、それを乗り越えるための努力ができる人
- AP7: (自己管理能力) 自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人

養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との関連は<資料 15>の通りである。

## (8) 学修成果の評価と可視化〔アセスメント・ポリシー〕

本学では、令和2(2020)年より学修成果の評価と可視化のためのアセスメント・ポリシーを定め実施している。看護学部においても基本的に同様の評価を行う。

学修成果指標に学修過程の客観的評価を加え、全体を以下のように整理した。

- ① 学修者評価(「資質・能力自己評価票」に基づいて学生自身が毎年度行う学修の自己評価)
- ② 各科目の成績評価(修得単位数及びGPA値に基づく)
- ③ 学修過程評価(アセスメントツール:客観的評価ツールとしてGPS-Academic)を用いて、1年次、3年次に行う)
- ④ 卒業時評価(「卒業研究評価ルーブリック」に基づいて教員が行う)

このアセスメント・ポリシーに従い、学修成果を把握し、学生の学修支援を進めており、『履修要項』及びホームページで明示している。

また学修基礎技能とその評価として、授業で育てるレポート、プレゼンテーションなどのスキルなどについては、各スキル評価ルーブリックを用いての評価を行う。<資料 16・17>

## (9) 教育研究上の具体的な到達目標

2029(令和11)年3月に第1回卒業生を送り出すが、毎年度、国家試験合格率100%、就職率100%、看護師として70名程度、保健師として10名程度就業することをめざす。このうち80%が千葉県内で就職すると想定すると、千葉県内の看護師を56名、保健師を8名増加させることができる。これを到達目標とする。

## 2 学部・学科等の特色

### (1) 看護学部看護学科の役割・機能と強み・特色

植草学園大学看護学部は、植草学園大学の徳育を根幹とする学園建学の精神に則り、共生社会（インクルーシブ社会）の実現に看護学の立場から地域社会に貢献する人材養成の役割・機能を担う。本学部が地域社会に対して担う役割・機能における強みや特色は、地域社会との信頼関係に基づく、地域密着型の看護学教育の実施体制である。これは本学がこれまで既設の学部（発達教育学部・保健医療学部）において地域社会に寄与する人づくりを担ってきた実績とそれによる地域社会との信頼関係に基づくものである。地域密着型の看護学教育の実施体制を基盤に、本学部は、千葉医療センターをはじめとする地域医療機関との緊密な連携の下、複雑化・高度化する医療現場に適応して役割発揮のできる専門的な知識・技術の修得、地域の様々な関係職種や地域住民と連携の下、共生社会の実現に向けた連携・協働力の修得、それらを通して育む看護実践の向上、看護学の発展、ならびに地域包括ケアの推進に対する思考力・創造力の涵養、今後さらに加速する多様な場におけるヘルスケアの発展に、生涯にわたり看護専門職として寄与できる自己教育力、研究的態度の育成を系統的に行う。

#### 【植草学園大学看護学部の特色】

- ① これからの看護を様々な人々と共に創る“地域共創ケア”の系統的な教育とその基盤となる特色のある科目「地域共創ケアⅠ～Ⅲ」及び地域共創ケアセンターの設置（補足説明参照）

これからの看護は、従来の保健・医療・福祉等の枠組での役割発揮に加えて、地域社会の人々が求める新たな看護ニーズに応えるために、看護の役割発揮の場を創造的に開拓し実践できることが求められる。本学部は、そのための基礎力を養う教育として、様々な専門職や地域住民と共に創るケア（地域共創ケア）について、1年次から3年次にかけて系統的に積み上げていく科目（地域共創ケアⅠ（実習）、地域共創ケアⅡ（実習）及び地域共創ケアⅢ（演習））を置き、地域社会との関わりを通して知識・態度・技術を涵養できるようにする。この教育の拠点として、本学に地域共創ケアセンター（仮称）を設置し、看護学の各専門分野を活かした事業展開を行いながら、地域に拓かれた教育研究及び大学の社会貢献の場として機能させる。

- ② 専門職業人としての志向性や価値づけ、生涯にわたり自己成長できる力の育成

看護職が社会の多様なニーズに応え、役割を発揮するには、そのキャリアを長期的な視野で描き、生涯にわたり自己成長できる力の育成が極めて重要である。本学部では、1年次から4年次にわたり、専門職業人としての看護職への志向性と価値づけを図り、生涯にわたり成長し続けていくことのできる自己教育力の育成を重視する。この考えを、教育課程を構成する全ての科目の運営基盤に置くと共に、主要科目として、エレメンタリーセミナー（1年次前期）、看護学セミナー（3年次前期）を置き、自身のキャリアを長期的な視野で考え、その実現に向けて専門職としての自己成長を支える学ぶ力について講義・ワーク・体験を通じて、多角的に教授する。現職看護職を招聘してのセミナー、

テーマ設定によるグループ討議の機会を複数設ける。学んだことは、ポートフォリオに記入しながら振り返り、学生自身が看護職への志向性や価値づけ、自己成長に向かう学びの変遷を確認できるようにする。

### ③ 豊かな教育・学習環境

本学の看護学部は、既設の2学部（発達教育学部・保健医療学部）に加え、3つ目の学部として設置される。各学部は、それぞれの専門性を有するが、「すべての人が健康で安心して生きることができる社会（共生社会）の実現」という本学の教育理念を共通基盤にもち、人への直接的な支援にかかわる人材養成を担うという点で、共通した教育目的を有する。3学部が共通理念の下、共通した教育目的を有するという教育・学習環境の中で、看護学部の教育展開を図ることの意味や価値は大きい。看護学部では、他の2学部との合同授業（教養教育科目及び専門基礎科目（専門職連携論））のほか、地域共創ケアセンター（仮称）での共同活動等を通して、同じ場で共に学びながら互いのことを学び成長できる、植草学園大学ならではの教育・学習環境を効果的に用いる。

教育を担う教授陣は、学士課程の看護基礎教育に対して経験豊かな人材を配置することはもちろんであるが、基礎教育では看護のジェネラリストを養成するため、各看護の専門分野の教育に責任をもつだけでなく、専門性を超えて共同運営する科目（看護学セミナー、地域共創ケアⅠ～Ⅲ、看護学研究Ⅰ～Ⅲ）を配置し、教務委員会等による組織マネジメントの下、有用な教育方法の計画策定、創意工夫点の共有を図ることができるよう、教育・学習環境の体制の充実を図る。

また本学の看護学部は、地元に着した教育・学習資源を有効に活用した教育展開を重視する。千葉医療センターをはじめとする地元の関係機関・施設、関係職種等と緊密な連携と共に、ネットワークづくりを促進させる協議の場づくりを通して、社会に拓かれた教育・学習環境の提供の具現化を図る。

#### 【補足説明】

##### 1. 特色のある科目「地域共創ケアⅠ～Ⅲ」

###### <教育のねらい>

- 看護は疾病や障害の予防、回復、健康の増進のそれぞれに関わる実践であることを学ぶ
- 人々の生活と環境を、健康との関連において理解し、必要とされる支援について考える
- 健康への支援にかかわる様々な立場の専門職、非専門職の存在と役割を理解し、それらの人々との連携協働を通して、疾病や障害の予防、回復、健康の増進のそれぞれに対して、看護が果たせる役割を創造することを学ぶ

###### <教育方法>

専門科目の中に、1年次から3年次にわたり、系統的な学習の積み上げができるよう、地域共創ケアⅠ（1年次）、地域共創ケアⅡ（2年次）、地域共創ケアⅢ（3年次）を置く。本科目は全教員が分野横断により共同して運営する。

## <各科目の内容>

### ○「地域共創ケアⅠ（ふれ合い体験実習）」

地域で暮らす多様な年代、生活背景をもつ人々と交流する体験を通して、看護が様々な発達段階及び健康レベルにかかわること、生活や環境が健康の土台となっていることを学ぶ。保育所、高齢者の通いの場等を数名がグループとなり、訪問して、コミュニケーションをとり、交流することにより学ぶ。「地域共創ケアⅠ」の履修時期は1年次後期を予定する。学生にとって初めての対人的な実地の学習場面となることから、スチューデント・アシスタントの仕組みを導入し、看護学部の上位学年の学生（2年次）が学修準備支援にかかわるように計画して、地域共創ケアに対する学生同士の相互学修の機会とすることもねらいに含める。

### ○「地域共創ケアⅡ（健康と生活に関わる支援提供者への訪問実習）」

地域の人々の健康支援にかかわる専門職、非専門職を訪問し、その活動の目的、取組みの実際、課題を知ることから、人々の健康を支援する支援者の役割を学ぶ。数名がグループとなり、医療機関併設の地域医療連携室やがん相談支援センター等の患者相談室、訪問看護ステーション、認知症カフェ、障害者等の福祉作業所、介護老人保健施設、障害者福祉センター、放課後等デイサービス、子育て支援館等の中から1か所を訪問し、各施設の活動に参加するとともに、支援提供者に聞き取りを行う。

### ○「地域共創ケアⅢ（地域のヘルスケアニーズ分析と取組計画立案の演習）」

地域共創ケアⅠ及び地域共創ケアⅡの学習を踏まえ、人々の健康をまもるために、地域において支援提供者が連携協働して取り組むべきヘルスケアニーズの分析とその取組計画立案についての資料収集を通して学ぶ。数名がグループとなり、情報収集、ヘルスケアニーズの分析、課題の設定、対応策の計画立案を段階的に進める。立案した計画に対して、その実現性を検討するために、地域の専門職や非専門職の支援提供者も交えて意見交換する場を企画運営する。これにより、地域の様々な人々との連携により看護が果たせる役割の創造について学ぶ。

## 2. 地域共創ケアセンター（仮称）の設置

地域共創ケアの創造、実践、地域社会への発信の拠点として、地域共創ケアセンター（仮称）を大学の関連施設として設置する。このセンターは、地域共創ケアⅠ～Ⅲの教育・学習にあたり、地域に拓かれた拠点として機能するよう、事業を企画運営する。本学部及び他学部の教員が専門性を超えて協働し、地域の人々を対象とした相談事業、イベント開催等により、多様な人々との接点による学び合い、ヘルスケアニーズの把握と対応方法の検討、地域の専門職及び非専門職との連携協働の場として機能できるように企画運営する。このセンターの事業計画立案及び運営に中心的事業にかかわる基幹教員を配置する。

## (2) 植草学園大学における看護学部の位置付けと大学の役割・機能

本学に看護学部が新設されることにより、既設の2学部(発達教育学部・保健医療学部)に加えて共生社会に貢献する人材養成が学部間の連携協働を通じて高められ、本学の地域社会に対する役割・機能が組織的に高まる。看護学部と既設の2学部との合同授業、地域共創ケアセンターを拠点とした共同事業の実施は、そのための具体計画である。

## 3 大学、学部、学科等の名称及び学位の名称

### (1) 看護学部看護学科の名称

設置する学部の教育目標は「人々の生命と人権を尊重し、豊かな人間性と高い倫理観をもち、科学的かつ論理的思考に基づき主体的に行動できる専門的知識・技術を修得した看護師及び保健師を養成する」としている。そこで、学部、学科の名称は社会や受験生が明快に教育課程を理解できる以下の名称とする。

学部の名称：看護学部 Faculty of Nursing Science

学科の名称：看護学科 Department of Nursing Science

### (2) 学位の名称

学部における教育研究の対象の中心的な分野は「看護学」である。従って、学位の名称は以下とする。

学位の名称：学士(看護学) Bachelor of Nursing Science

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) カリキュラム・ポリシーを踏まえた体系的教育課程編成

教育課程は、人材養成像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、「教養教育科目」「専門教育科目」の2つの科目により体系的に編成する。

#### ①教養教育科目

幅広い視野と思考力・判断力・表現力を養うために、教養教育科目を置き、既設の2学部の学生と同じ場で共に学ぶ。基礎科目、体育・スポーツ科目、国際コミュニケーション科目、基礎演習科目の4区分を設け、それぞれの区分において、必修・選択の単位を指定する。

○基礎科目では、建学の精神を学修する科目として「人間と道德」、学部の専門教育科目の基礎知識として「心理学」「社会学入門」「データサイエンス入門」「コミュニケーション論」「障害インクルージョン論」をそれぞれ必修とする。選択科目として人文社会、自然科学、教育学の関連科目を複数置く。

○体育・スポーツ科目は、スポーツ健康科学基礎理論、体育実技A～Dの科目を置き、選択とする。

○国際コミュニケーション科目は、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」を必修とし、その他に「中国語入門」「フランス語入門」「ドイツ語入門」等から選択する。

○基礎演習科目は、「情報機器演習」を必修とし、その他に「文章表現演習」「読書技術演習」「自然科学基礎演習」「海外研修Ⅰ・Ⅱ」から選択する。

## ②専門教育科目

専門基礎科目と専門科目の2区分を設ける。

### ○専門基礎科目

看護師・保健師として、根拠に根差した専門的な判断および行動ができるために必要な基礎科目を置く。人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康情報と社会保障制度、人間と生活・社会の理解の4細区分を設け、主に必修科目で構成するが、一部、選択科目を設ける。

- ・人体の構造と機能の細区分では、「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ」（2単位，1年次），「人体の構造と機能演習」（1単位，1年次），「薬理学」（2単位，1年次），「生化学・栄養学」（1単位，1年次）を必修科目として置き，「運動学」（1単位，3年次），「ゲノム・遺伝学」（1単位，4年次），を選択科目として置く。
- ・疾病の成り立ちと回復の促進の細区分では，「感染と防御」（2単位，2年次），「病態学」（2単位，1年次），「疾病と治療Ⅰ（内科系疾患）」（1単位，2年次），「疾病と治療Ⅱ（外科系疾患）」（1単位，2年次），「疾病と治療Ⅲ（小児の疾患・感染症）」（1単位，2年次），「疾病と治療Ⅳ（高齢者の疾患・精神疾患）」（1単位，2年次），を必修科目として置く。
- ・健康情報と社会保障制度の細区分では，「保健医療統計学」（1単位，2年次），「保健医療情報学」（1単位，2年次），「公衆衛生学・疫学」（1単位，2年次），「疫学演習」（1単位，3年次），「保健医療福祉制度論」（2単位，2年次），「地域資源とマネジメント」（1単位，2年次），を必修科目として置く。また「医療経済学」（1単位，4年次），を選択科目として置く。
- ・人間と生活・社会の理解の細区分では，「家族社会論」（1単位，1年次），「専門職連携論」（1単位，2年次）を必修科目として置く。「専門職連携論」は既設の他学部との合同授業により行う。

### ○専門科目

看護学の基礎，健康特性に応じた看護，対象特性に応じた看護，看護学の発展，臨地実習の5細区分を設け，1年次から4年次にわたり履修の順序性を考慮して体系的に科目を配置する。

- ・看護学の基礎の細区分では，学問への導入及び専門職業人への志向性を高めるための「エレメンタリーセミナー」（1単位，1年次），さらに看護学の基本原理・知識・技術の基礎を学ぶための「看護学原論Ⅰ・Ⅱ」（各2単位，1年次），「看護基本技術Ⅰ～Ⅲ」（各1単位，1年次），「看護基本技術Ⅳ・Ⅴ」（各1単位，2年次），「看護倫理」（1単位，2年次），「地域包括ケア論」（1単位，2年次）を必修科目として置く。
- ・健康特性に応じた看護の細区分では，看護のニーズを健康レベルという観点から系統的に理解できるように，「ヘルスプロモーション」を1年次に，「急性期看護学概論」「慢性期看護学概論」「エンドオブライフケア」「成人（急性・慢性）看護方法Ⅰ」を2年次，「成人（急性・慢性）看護方法Ⅱ」を3年次に置き，全て必修とする。

- ・対象特性に応じた看護の細区分では、地域・在宅看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神保健看護学の各領域の概論、方法Ⅰ、方法Ⅱ、「健康教育論」を1年次から3年次にかけて系統的に必修科目として学ぶ。また、公衆衛生の視野をもち看護を実践することは今後ますます重要となることから、「公衆衛生看護学概論」を必修科目として2年次に置く。加えて保健師の免許取得者の選択必修科目として、「公衆衛生看護方法論Ⅰ（行政看護）」「公衆衛生看護方法論Ⅱ（学校看護）」「公衆衛生看護方法論Ⅲ（産業看護）」「公衆衛生看護学演習」「地区活動論」を3年次に、「公衆衛生看護管理論」を4年次に置く。
- ・看護学の発展の細区分では、学修への動機づけ、専門職業人への志向性、研究マインドの醸成を促す科目として「看護学セミナー」（1単位、3年次）、「看護学研究Ⅰ」（1単位、1年次）、「看護学研究Ⅱ」（1単位、3年次）、「看護学研究Ⅲ（卒業研究）」（2単位、4年次）を必修科目として系統的に配置する。地域社会が必要とする看護の開拓及び看護の応用力を学ぶ科目として「災害看護学概論」（1単位、2年次）、「グローバルヘルス看護学Ⅰ」（1単位、2年次）、「地域共創ケアⅢ」（1単位、3年次）、「看護管理・看護政策論」（1単位、4年次）を必修科目として置く。加えて選択科目として「災害看護学演習」（1単位、4年次）、「グローバルヘルス看護学Ⅱ」（1単位、4年次）を置く。
- ・臨地実習の細区分では、実践的な能力を育成するために、多様なケアの場における臨地実習科目を置く。講義・演習と連動させるかたちで運営し、これにより看護の知識・技術・態度を統合し、実践に適用する能力を修得する。必修科目として、1年次及び2年次に、「基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「地域共創ケアⅠ・Ⅱ」を配置する。3年次後期に各領域（地域・在宅看護学、成人急性期看護学、成人慢性期看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神保健看護学）の看護実習を置き、4年次前期に「統合看護実習」を置く。保健師国家試験受験資格取得者の選択必修科目として、3年次後期に「公衆衛生看護学実習」、4年次前期に「公衆衛生看護展開実習」「公衆衛生看護管理実習」を置く。

教育科目区分とカリキュラム・ポリシーの関係を表1に示す。さらに、各科目とコア・カリキュラムの各要素との関連を＜資料18＞に示す。

健康特性に応じた看護（6科目）および対象特性に応じた看護（24科目）は、専門科目に含まれ、看護学の基礎から応用発展へと実践的な知識・技術・態度を体系的に修得するため、健康特性および対象特性に応じた看護を学修する。具体的には、健康特性および対象特性を理解し、それぞれの特性ごとに必要とされる心身および生活への支援方法、健康問題や障害をもつ人々と共に生きていくための社会の在り方や社会資源とその活用などについて学修する。これらの学修を通して、健康な人々から健康問題や障害をもつ人々すべてを支援し、共に生きていく社会を実現するための知識・技能・実践力を身につける。

表1 教育科目区分とカリキュラム・ポリシーの関係

科目区分		カリキュラム・ポリシー (CP)
教養教育科目	基礎科目 体育・スポーツ科目 国際コミュニケーション科目 基礎演習科目	CP1: 幅広い視野と思考力・表現力を養うために、教養教育科目を置き、既設の2学部の学生と同じ場で共に学ぶ。4区分の中から、必修・選択の単位を指定する。
専門教育科目	専門基礎科目 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康情報と社会保障制度 人間と生活・社会の理解	CP2: 根拠に根差した専門的な判断及び行動のために必要な基礎知識修得のための専門基礎科目を4区分で構成する。主に必修科目で構成するが、一部選択科目を設ける。
専門教育科目	専門科目  看護学の基礎  健康特性に応じた看護  対象特性に応じた看護  看護学の発展  臨地実習	CP3: 看護学の基礎から応用発展へと実践的な知識・技術・態度を体系的に修得できるよう専門科目として5区分を設け、看護の各専門領域及び応用発展領域の科目を配置する。  CP4: 看護学の基礎の区分では、学問への導入及び専門職業人への志向性を高めるための科目、看護学の基本原理・知識・技術の基礎を学ぶための科目を必修科目として置く。  CP5: 健康特性に応じた看護の区分では、看護のニーズを健康レベルという観点から系統的に理解できるように、ヘルスプロモーション、急性期及び慢性期の看護、エンドオブライフケアの科目を置く。  CP6: 対象特性に応じた看護の区分では、地域・在宅看護学、成人看護学、老年看護学、母性看護学、小児看護学、精神保健看護学の各看護学領域の概論、方法Ⅰ～Ⅱ、を系統的に学ぶ。また健康教育論、さらに公衆衛生の視野をもった看護を学ぶ公衆衛生看護学概論を必修科目として置く。  CP7: 看護学の発展の区分では、学修への動機づけ、専門職業人への志向性、研究マインドの醸成を促す科目として1年次から4年次にわたり、看護学セミナー、看護学研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(卒業研究)を系統的に配置する。また看護学の社会への応用力を高める科目として、看護管理・看護政策論、災害看護学概論、グローバルヘルス看護学Ⅰを置く。  CP8: 臨地実習の区分では、専門科目における講義・演習と連動させて、看護の知識・技術・態度を統合し、実践に適用する能力を修得できるよう、1年次から4年次にわたり系統的に配置する。多様なケアの場における実習施設を確保し、地域の機関・施設、関係職種と連携した実習指導体制を構築する。

## (2) 看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性

看護学教育モデル・コア・カリキュラムと本学における教育課程の編成との整合について、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの7つの要素(大項目)に対応する代表的授業科目を表2に示す。

表2 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（平成29年10月）との整合性

モデル・コア・カリキュラムの要素		本学における教育課程の編成		
		科目区分		代表的な科目名
A	看護系人材として求められる基本的な資質・能力	専門基礎	人間と生活・社会の理解	家族社会論，専門職連携論
		専門	看護学の基礎	エレメンタリーセミナー，看護倫理
			看護学の発展	看護学セミナー
B	社会と看護学	専門基礎	健康情報と社会保障制度	保健医療統計学，保健医療情報学，公衆衛生学・疫学，疫学演習，保健医療福祉制度論，地域資源とマネジメント，医療経済学
		専門	看護学の発展	グローバルヘルス看護学Ⅰ・Ⅱ
C	看護の対象理解に必要な基本的知識	専門基礎	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ，人体の構造と機能演習，薬理学，生化学・栄養学，運動学，ゲノム・遺伝学
			疾病の成り立ちと回復の促進	感染と防御，病態学，疾病と治療Ⅰ（内科系疾患），疾病と治療Ⅱ（外科系疾患），疾病と治療Ⅲ（小児の疾患・感染症），疾病と治療Ⅳ（高齢者の疾患・精神疾患）
		専門	看護学の基礎	看護学原論Ⅰ・Ⅱ
D	看護実践の基本となる専門基礎知識	専門	看護学の基礎	看護基本技術Ⅰ～Ⅴ
			健康特性に応じた看護	急性期看護学概論，慢性期看護学概論，成人（急性・慢性）看護方法Ⅰ，成人（急性・慢性）看護方法Ⅱ，ヘルスプロモーション，エンドオブライフケア
			対象特性に応じた看護	成人看護学概論，老年看護学概論，老年看護方法Ⅰ・Ⅱ，母性看護学概論，母性看護方法Ⅰ・Ⅱ，小児看護学概論，小児看護方法Ⅰ・Ⅱ，精神保健看護学概論，精神保健看護方法Ⅰ・Ⅱ，地域・在宅看護学概論，地域・在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ，公衆衛生看護学概論，公衆衛生看護学演習，公衆衛生看護管理論，地区活動論，健康教育論
			看護の発展	看護管理・看護政策論
E	多様な場における看護実践に必要な基本的知識	専門	看護学の基礎	地域包括ケア論
			対象特性に応じた看護	公衆衛生看護方法論Ⅰ（行政看護），公衆衛生看護方法論Ⅱ（学校看護），公衆衛生看護方法論Ⅲ（産業看護）
			看護学の発展	災害看護学概論，災害看護学演習，地域共創ケアⅢ
E	臨地実習	専門	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ，地域共創ケアⅠ・Ⅱ，成人急性期看護学実習，成人慢性期看護学実習，小児看護学実習，母性看護学実習，老年看護学実習，精神保健看護学実習，地域・在宅看護学実習，公衆衛生看護学実習，公衆衛生看護展開実習，公衆衛生看護管理実習，統合看護実習
G	看護学研究	専門	看護学の発展	看護学研究Ⅰ・Ⅱ，看護学研究Ⅲ（卒業研究）

### (3) 主要授業科目の設定への考え方

主要授業科目は、本学看護学部の養成する人材像「共生社会（インクルーシブ社会）の実現に看護学の立場から地域社会に貢献する人材として、人々の生命と人権を尊重し、豊かな人間性と高い倫理観をもち、科学的かつ論理的思考に基づき主体的に行動できる専門的知識・技術を修得した看護師及び保健師を養成する。」に基づき設定した。専門基礎科目では、データサイエンス時代に対応できる知識を修得する保健医療統計学や保健医療情報学、ならびに地域医療の核を担うに必要な基礎知識を修得する公衆衛生学・疫学、保健医療福祉制度論、専門職連携論等の科目を主要授業科目とした。専門科目では、地域医療に貢献する人材の育成、共生社会（インクルーシブ社会）の担い手となるための学びに加え、看護実践能力を高めるための各専門分野の科目を主要授業科目とした。

### (4) 単位時間数の考え方

講義科目1単位は、授業前後の時間外学修30時間を含め45時間とする。演習科目1単位は、時間外学修15時間を含め45時間とする。実習科目1単位は臨地での学修から成る45時間とする。

### (5) 授業期間の考え方

一年間の授業期間は、本学の規程を踏まえ、4月から3月とし、 Semester制をとる。

本学部の授業は、千葉若葉キャンパスと千葉医療センター内椿森キャンパスの2拠点で行う。教養教育科目、専門基礎科目は、主に千葉若葉キャンパスで授業を行う。専門科目は、主に千葉医療センター内椿森キャンパスで授業を行う。また専門科目のうち実習科目は、大学が所在する千葉市を中心に、主に千葉県内の機関・施設で行う。

これらの各授業科目の授業期間において、十分な教育効果を確保することができるよう、受講のため千葉若葉キャンパスと千葉医療センター内椿森キャンパスの間に同日の移動が生じないように、履修学年次ごとに、各キャンパスで履修する授業科目をあらかじめ1週間の中の曜日で設定する。それにより時間外学修の時間も確保できるようにする。実習科目においては、学内でのオリエンテーション、準備教育、事後教育を授業時間内に計画的に設定し、学外での臨地実習と関連させた十分な教育効果を確保する。

## 5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### (1) 授業方法、学生数、配当年次の設定

授業の内容に応じた授業の方法は、授業の到達目標が知識の修得なのか、知識を踏まえた思考力の育成なのか、知識・思考を踏まえた判断力及び行動力の育成なのかを踏まえて、講義、演習のそれぞれの方法を選定し設定する。

授業方法に適した学生数については、各授業の到達目標に照らして、教員と学生との相互作用性をどの程度重視するかに基づき、80人規模の学生数による授業、5～6人規模の小グループによる方法などを選定して設定する。

配当年次は、教養としての幅広い視野と思考力・表現力を養うための教養教育科目を1年次から2年次に配当するとともに、根拠に根差した専門的な判断及び行動ができるた

めに必要な基礎知識修得のための専門基礎科目を1年次から2年次に配当する。看護学の基礎から応用・発展へと実践的な知識・技術・態度を体系的に修得するための専門科目は1年次から4年次にわたり系統的に配当する。これらにより、原理や基礎的な知識の修得、課題に対する思考力、状況を踏まえた判断力と行動力を、漸進的に涵養できるように、授業科目の順序性を考慮して配当する。

## (2) 保健師養成の履修者の決定

保健師国家試験受験資格は、看護学部の卒業要件に加え、指定科目の単位取得により受験資格を得ることができる。

3年次進級時に、資格取得を希望する学生に対し、適正や意欲、能力を、課題レポートの提出、教員による面接、既修科目の成績により審査し、20名程度を上限として履修者を決定する。

このため、入学時に全学生に対し、保健師国家試験受験資格に必要な履修科目、履修者の選抜方法について説明を行う。併せて、保健師資格を取得した者のうち「養護教諭二種免許状」の取得を希望する者は、教職免許法施行規則の定める特定の科目（日本国憲法、体育・スポーツ科目、国際コミュニケーション科目、情報機器演習より各2単位）を修得する必要があること、保健師免許を取得した者は、都道府県労働局に必要書類を提出することにより「第一種衛生管理者資格」を取得できることを説明する。また、公衆衛生看護学実習等において遠方の実習施設までの交通費や宿泊費用の自己負担が生じることについても説明を行う。

## (3) 卒業要件

卒業要件は以下の表3の通りである。

表3 科目区分における必修、選択必修、選択科目の単位数と卒業要件

科目区分		必修科目	選択必修科目	選択科目	小計	
教養教育科目	基礎科目	12	2	0	14	
	体育・スポーツ科目	0	2	0	2	
	国際コミュニケーション科目	4	2	0	6	
	基礎演習科目	2	2	0	4	
	卒業要件（小計）	18	8	0	26	
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造・機能	9	0	2	9～11
		疾病の成り立ちと回復の促進	8	0	0	8
		健康情報と社会保障制度	7	0	1	7～8
		人間と生活・社会の理解	2	0	0	2
		卒業要件（小計）	26	0	1	27

専門科目	看護学の基礎	12	0	0	12
	健康特性に応じた看護	6	0	0	6
	対象特性に応じた看護	24	0	0	24
	看護学の発展	9	0	2	9～11
	臨地実習	23	0	0	23
	卒業要件（小計）	74	0	1	75
卒業要件（合計）		118	8	2	128

#### （４）履修モデル

看護師養成の履修モデルを〈資料 19〉、保健師養成の履修モデルを〈資料 20〉に示す。

#### （５）卒業論文作成に関する研究活動の単位数の妥当性

卒業研究に関連する科目として、「看護学研究Ⅰ」（１単位）、「看護学研究Ⅱ」（１単位）、「看護学研究Ⅲ（卒業研究）」（２単位）を置く。各科目の目的及びその目的達成に必要な教育方法の観点から必要な単位数（時間数）をあてる。「看護学研究Ⅰ」は研究と看護実践との連関、研究プロセスの基礎的理解を教授することを目的に、講義及び事前・事後課題の提示により行うため、１単位 15 時間をあてる。「看護学研究Ⅱ」は研究計画書の素案づくりを行うことを目的とする。小グループによる指導を継続的に行う方法を用い、１単位 15 時間をあてる。「看護学研究Ⅲ（卒業研究）」は、調査を計画・実施し、結果を論文にまとめ、学内での成果発表会で報告するまでの一連の研究プロセスを経験することを目的とする。研究のプロセスに関わる指導は、小グループ及び個別指導により継続的に行うこととし、２単位 90 時間をあてる。

#### （６）CAP 制設定への考え方

学生の適正な学修時間を確保し、４年間で均衡のとれた学修を行えるように、履修科目の各年次における登録上限を表４のように設定する。しかし、卒業所要単位数としない履修科目（自由科目）は単位制限には含まないこととした。

表４ 履修科目の登録上限

学年	１年次	２年次	３年次	４年次
単位数	48	48	48	48

#### （７）他大学における履修、多様なメディアを利用した授業

単位互換のための協定を結んでいる放送大学および千葉産学官連携プラットフォームを構成している図 1 に示す大学の単位互換授業科目の履修を可能とする。なおこれらは卒業必修科目ではない。



図1 ちば産学官連携プラットフォーム構成大学・短期大学

#### (8) 指導補助者による授業の一部分担における教育効果の保証

一部の授業科目（基礎看護学，成人看護学等）において，演習及び実習時に，看護師免許を有する指導補助者を非常勤で雇用する。指導補助者は，教員の指導・監督の下，看護技術に関する指導補助を担当する。雇用にあたっては，看護師としての臨床経験，学生への指導経験，教育に対する志向性を事前に確認し，指導補助者としての資質を有する者を雇用する。雇用後は，指導補助者に対する指導計画をあらかじめ作成し，それに基づいて，段階的に授業の一部の分担の役割が発揮できるよう，オリエンテーション，看護技術の指導補助のシミュレーション，役割遂行後の振り返りを行う。これにより，指導補助者が，教員と連携協働しながら教育効果を上げ，指導補助者としての能力を高めていけるようにする。

### 6 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本学では，原則として授業は対面で行うこととしているが，メディアを活用する授業は，社会人，留学生，障害のある学生など多様なニーズをもった学生への教育体制の整備の一環として，また，昨今の感染症拡大防止措置等感染管理上の規制への対応として展開する。教員は各研究室ないしは3つの遠隔授業スタジオから，遠隔授業システムとして Google Classroom 及び Zoom を活用している。なお，学則第 36 条で「授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」とし，さらに同条第 2 項により，「前項の授業は，平成 13 年文部科学省告示第 51 号の定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と規定している。毎回の授業の実施に当たって，当該授業を行う教

員が当該授業の終了後すみやかにインターネット（当該科目ごと設定された Google Classroom）にアクセスすることにより，設問解答，添削指導，質疑応答等による十分な指導を併せ行う。また，当該授業に関する学生の意見の交換の機会を確保している。

なお，千葉医療センター内椿森キャンパスでは，看護実習室 1，看護実習室 2 及び講義室 1 をネットワークでつなぎ同時双方向で授業を実施できる体制を整えている。学生がグループごとに設置された大画面のディスプレイで教員の細かな手元の実演を見ることが出来る。また，リモートでゲストスピーカーの講義等の活用をする。また，後日，自学で録画した内容を活用し学修することも出来る。

## 7 実習の具体的計画

### (1) 実習の目的・目標，計画の概要

#### ①実習の目的

看護学部における実習の目的は，講義・演習を通じて修得した知識・技術・態度を統合し，看護活動を実際の対象者に対して実践して評価する能力を獲得することである。その実践は，ディプロマ・ポリシーで掲げる道徳心と倫理観をもった行動，科学的・論理的思考に基づいた行動を基盤とし，多様な施設におけるあらゆる発達段階・健康レベルにある人々の看護支援を体験することで，共生社会・障害支援，社会貢献・地域支援の具現を図り，問題解決する能力を獲得することを目指すものとする。

#### ②実習の目標（実習のねらい）

各実習の目標は，表 5 のとおりである。

表 5 実習科目ごとの目標

実習科目	目 標
基礎看護学 実習Ⅰ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受け持ち患者の健康状態をアセスメントし，日常生活援助の必要性を判断し，患者の安全・安楽・自立を守り，日常生活援助を実践することができる。</li> <li>2. 実践した援助が患者に及ぼした影響について考え，援助の評価ができる。</li> <li>3. 看護専門職を目指す看護学生として適切な態度および行動をとることができる。</li> </ol>
基礎看護学 実習Ⅱ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 患者を尊重して関わりながら，療養生活を送る患者の全体像を描き，看護援助の必要性を判断することができる。</li> <li>2. 受け持ち患者の看護援助の必要性とこれまでに学習した看護技術の目的，原理原則をふまえ，患者に合わせた援助を考え，実施・評価できる。</li> <li>3. 患者を中心とした医療の協働について知り，看護の役割について考えを持つことができる。</li> </ol>
地域 共創ケアⅠ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域で暮らす多様な年代，多様な生活背景をもつ人々と，対話や活動参加を通して交流することができる。</li> <li>2. 人々との交流にあたり，看護者として考慮すべき態度や行動について考え，対応することができる。</li> <li>3. 看護が様々な発達段階及び健康レベルにある人々にかかわること，人々の健康は生活や環境が土台となっていることを理解することができる。</li> </ol>

地域 共創ケアⅡ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康支援にかかわる専門職、非専門職を訪問し、その活動の目的、取組みの実際、課題を知る。</li> <li>2. 専門職、非専門職の各支援者が人々の健康支援に対してそれぞれどのような役割を果たしているかを理解する。</li> <li>3. 人々の健康支援にあたり、どのような課題に対して、専門職、非専門職と看護職との連携が重要となるかについて考えることができる。</li> </ol>
地域・在宅 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象者の健康状態と生活状況を記載し、対象者の健康問題が家族に及ぼす影響を記載できる。</li> <li>2. 対象者、家族と意思疎通をはかり、指導下で、対象者に求められる看護を実践できる。</li> <li>3. 保健・医療・福祉サービスにおける連携の実際、看護職の役割を表現できる。</li> </ol>
成人急性期 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 急性期にある人の全身状態を身体侵襲の観点から情報収集し説明できる。</li> <li>2. 急性期にある人の健康上の問題から看護の一連の過程を実践し、結果をレポートできる。</li> <li>3. 急性期看護における倫理的問題およびチームとしての責任について具体的に説明できる。</li> </ol>
成人慢性期 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 慢性期にある人の全身状態を、疾病過程における現時点の状態の観点から情報収集し説明できる。</li> <li>2. 慢性期にある人の健康上の問題から看護の一連の過程を実践し、結果をレポートできる。</li> <li>3. 慢性期看護における倫理的問題およびチームとしての責任について具体的に説明できる。</li> </ol>
老年 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高齢者の全体像を5つの側面（からだ、こころ、かかわり、暮らし、生きがい）、ならびに、歳月の積み重ね（過去～現在～未来/将来の時間軸・時代背景でとらえた生活歴と健康歴）から統合して理解できる。</li> <li>2. 高齢者の豊かな生および健康で心豊かな生活を支援する看護実践を通して、適切な援助について理解できる。</li> <li>3. 高齢者を支援する多職種役割と連携、ならびに、多職種連携における看護の役割・機能と専門性について、ならびに、生活の場の変化に応じた高齢者とその家族へのケアや社会資源の活用、継続看護の必要性を理解できる。</li> </ol>
母性 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受け持ち母子とその家族の特徴を踏まえた看護展開の体験を通して、入院中の母子とその家族への看護の特徴について理解することができる。</li> <li>2. 産科外来における母子とその家族への看護の特徴とその実際について理解することができる。</li> <li>3. 母性看護学実習における到達度を自己評価することにより、自己の学修課題と今後取り組みについて述べるすることができる。</li> </ol>
小児 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小児とその家族を理解し、信頼関係を築くことができる</li> <li>2. 根拠にもとづき小児とその家族に必要な看護を判断し、看護基本技術や援助的対人技術をいかして小児とその家族に必要な看護を実践することができる</li> <li>3. 看護学生としての役割・責務を自覚し、看護職者間、および、他職種との連携・協働の意義・必要性を考えると共に、実践した看護を振り返り、自己の課題と解決に向けた方策を明確にすることができる</li> </ol>

精神保健 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 精神の症状や障害により日常生活に支障をきたしている人やその家族との治療的関係を築きながら、患者の生活上の課題について身体・心理・社会的側面から情報を収集し、アセスメントできる。</li> <li>2. 地域生活移行に向けた患者の目標達成に向けて活用可能な強みを見つけ、患者の意思を尊重したストレングス視点の看護計画を立案・実施・評価することができる。</li> <li>3. 精神障がいのある方が、その人らしく地域で生活するための医療・福祉などのリソースの実際を知り、体験を通して精神保健看護の役割と課題を考える。</li> </ol>
統合 看護実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 看護チームの一員として、看護基本技術や援助的対人技術を統合して対象に合わせた看護を実践することができる。</li> <li>2. 看護の継続性や管理的視点、チームアプローチの実践を理解し説明することができる。</li> <li>3. 看護の対象や場の特徴をとらえ、応用、発展的な看護を説明することができる。</li> </ol> <p>※この実習目標に基づき、各領域の実習内容に対応した個別の目標を設定する。</p>
公衆衛生 看護学実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域で生活する様々な健康レベルにある対象者に対して、看護基本技術と公衆衛生の知識を連動させて、ヘルスニーズのアセスメントが実践できる。</li> <li>2. 個人、家族、集団、地域の多様な価値観を理解し、公衆衛生看護上の課題解決に必要な人的・物的資源を活用しながら解決の方法を実地に学び、有効な支援方法と体制づくりについて考察することができる。</li> <li>3. 保健・医療・福祉システムにおいて看護職および他職種の役割・責務・機能を実地に学び、看護職者および関係職者や住民との連携・協働の意義・必要性を考察することができる。</li> </ol>
公衆衛生看護 展開実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域生活集団の1つである学校および職域におけるヘルスニーズを理解する。</li> <li>2. 学校および職域における看護専門職の働きかけの特徴と組織的な対応方法を実地に学び、それぞれの機関における看護専門職が果たす機能・役割を説明することができる。</li> </ol>
公衆衛生看護 管理実習	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. これまで学んできた知識・技術・態度を統合し、地域の健康課題を捉えるために必要な情報収集と分析を主体的に実施できる。</li> <li>2. 地区活動計画を、効果的かつ効率的に遂行するための管理的視点を踏まえ提案できる。</li> <li>3. 立案した地区活動計画について、現地の保健師等の関係者と共に協議し、現実的な計画となるよう検討することができる。</li> </ol>

### ③実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画等

実習全体の年間計画ならびに各実習の概要（実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画）は、＜資料 21・22＞に示す。

### (2) 実習先の確保状況

実習施設は、各実習科目の目的達成のための条件を満たす患者や看護の対象者が十分にいることが見込まれ、かつ指導体制を構築できる施設を選定し、受入の承諾を得ている。

基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱは、基本的な患者のアセスメント・看護過程の展開の基盤、ならびに日常生活援助技術を学ぶため、病気の診断がついて治療を受け、日常生活に援助を要する患者が多く入院する国立病院機構の総合病院3施設で実施する。

各看護領域（地域・在宅看護学、成人急性期看護学、成人慢性期看護学、老年看護学、

母性看護学，小児看護学，精神保健看護学）の実習は，それぞれの特性に合わせた看護実践が行える施設を選択した。成人急性期・慢性期看護学は，周術期の患者を受け持つのに十分な手術数がある総合病院ならびに慢性疾患患者の治療が行われている総合病院を実習先とする。地域・在宅看護学は，千葉市ならびに近隣市の訪問看護ステーション14施設および地域包括ケアセンター等を実習先とし，特に訪問看護実習では小規模施設であるステーションにおいて負荷なく学生が指導を受けられるよう，各施設に学生1～2名の配置となるだけの施設数を確保した。母性看護学は，年間約100件の分娩数がある総合病院の産婦人科病棟・外来を実習先とする。小児看護学は，小児科病棟および重症心身障害児病棟を有する総合病院，および大学近隣の私立保育所において実習を行う。老年看護学は，介護老人保健施設，特別養護老人ホーム，介護付き有料老人ホームなどの多様な高齢者の居住施設において実習を行う。精神保健看護学は，精神科診療を行う専門病院の病棟ならびに訪問看護ステーション，デイケア部門での実習を行う。

統合看護実習は，これまでの学びを統合し，より実践的かつ専門的な看護の応用ができるとともに，学生が関心をもちキャリア形成にも繋げられるように，実習領域・施設を選択制とする。そのため実習施設には，前述の各領域の施設に加え，救命救急センターのICU，神経難病患者の療養病棟，デイサービス，就労継続支援事業所，居宅介護支援事業所など，より専門性の高い看護実践，継続看護，多職種連携等が幅広く学べる施設を確保している。

また，本学看護学部の特徴的な実習である地域共創ケアⅠ～Ⅱにおいては，可能な限り多様なケア提供の現場の見学実習が可能となるよう，医療・福祉施設のみならず，認知症カフェ，子育て支援館などを含む地域における支援提供の場を数多く実習先として確保している。

さらに，保健師養成に関わる実習においては，千葉県内の保健所，千葉市ならびに近隣の保健センター，小中学校，企業等を確保している。

なお，実習施設はほとんどが大学から公共交通機関を利用して約1時間半以内の距離にあり，移動に困難をきたさない。唯一遠隔地にあたる3年次公衆衛生看護学実習および4年次公衆衛生看護管理実習の安房保健所管内の保健所・市町村は，当該地域が都市部からのアクセスが困難であるが，地理・人の交流的に地域色が豊かであり，地域独自の問題をアセスメントし解決を図る実習目的に叶うものであり，また当該地での実習は，保健師・看護師等の人材確保が困難な同地域の学生受け入れと将来の人材確保の強いニーズに応えるものである。このことから学生は実習期間中，現地で宿泊することとし，通学移動の負担をなくす。〈資料23・24・25〉

本学では保健師課程履修の追加費用を徴収しない。保健師養成課程を選択した学生は，選択しない学生と同じ授業料で，4年間のなかで看護師および保健師の国家試験受験資格を得られることから，入学時の丁寧な説明により，宿泊費等の負担が生じることに關して，選択した学生からの理解は得られると考えている。また，できるだけ費用負担が少なく済むように，実習施設近隣にある安価で安全な宿泊施設について，実習施設からも情報を得て検討し，学生に伝えていく。

### (3) 実習先との契約内容

各実習施設とは、実習期間、実習を行う部署、学生数、施設ならびに利用者に損害を与えた場合の対応等について文書にして契約を取り交わす。〈資料 26〉

個人情報保護に関しては、学生に提示した遵守事項を共有する。実習全体に係る個人情報保護に関する誓約書に学生の署名を求め、大学が保管するが、施設独自に同様の誓約書等の提出を求める場合にはこれに応じる。〈資料 27〉

事故防止に関しては、事故の発生に関しては、発生時の連絡ルート、事故対応の担当者と各役割、事故発生報告書の様式と提出先等を、実習施設ごとに取り決める。〈資料 28〉

### (4) 実習水準の確保の方策

実習水準を確保するために、大学教員、実習施設、学生それぞれが以下の方策をとるよう体制を整える。

大学教員は、学生が講義・演習科目を通して学んだことを統合して、実習において対象者に適切な看護ケアの提供が行えるように、既習科目の学修内容を実習に結びつける支援を行う。実習の目標、実施内容、必要とされる知識・技術・態度等を学生に明示し、学生のレディネスを確認、実施の動機づけを行う。実習中においては、対象者を取り巻く環境、施設の実情等を含め、複雑な事象の組み合わせである実践現場において、学生が看護の学びを効果的にできるように、焦点化すべき事象を整理して学生を指導する。

実習施設には、大学との連携の窓口となり、施設職員への連絡・周知、学生の実践指導の中心となる実習指導者の選定を求める。当該施設・部署で受け入れる実習科目の目標、実習内容、学生の既習内容等を共有し、効果的な学習が行えるように、必要な環境・備品等を大学と調整の上整える。実習中は、実習指導者および学生に関わる看護職員には、対象者と学生の関係構築の支援、専門的な技術・態度の提示等を期待することを事前に共有しておく。

学生には、既習の講義・演習等での学びを振り返り、実習で使えるまでに身につけておくことをオリエンテーション等を通じて事前に伝え、学修の動機づけとする。実習中は良好なコミュニケーションや誠実な態度、真摯な学びを土台として、知識や技術を看護ケアとして提供することで、対象者への看護学生としての責任ある行動をとることを意識づける。

### (5) 実習先との連携体制

実習前、実習中、実習後等における調整・連携の体制は、以下のとおりとする

- 1) 実習前に、実習施設と、各実習科目を含めた看護ケアの提供に関わるカリキュラム上の科目構成や学修内容、学生の看護過程の展開や看護技術の経験状況などについての情報を共有する。複数の異なる実習を受け入れている施設に対しては特に、実習目的や実習内容の相違についての説明を丁寧に行う。
- 2) 実習指導教員は、必要に応じて実習前に実習施設における見学・研修を実施し、実習施設の看護の実際や学生受け入れにあたっての確認事項を明確にする。
- 3) 各実習科目において、実習指導教員と実習施設の実習指導者等との役割を事前に調整

して決定し、明文化する。双方の役割を、実習施設の指導者に周知し、主な役割分担や実際の学生への対応範囲について、各実習オリエンテーション時に学生にも説明する。

- 4) 実習中は、実習指導教員と実習指導者とが連絡を取り合い、原則として少なくとも1日1回は学生の学修に関する情報を共有する機会をもつ。方法（対面、電話等）について、実習施設ごとに取り決めをしておく。対面以外の方法を用いる場合には、看護の対象者、学生の個人情報の取扱いに十分留意する。
- 5) 一連の実習終了後、実習の成績評価が完了したのち、各領域の実習指導教員と実習施設の看護管理者・実習指導者とで実習の報告と振り返りを実施する。実習の成績評価の概要を報告するとともに、実習遂行上ならびに実習指導上の双方の問題点を共有し、問題解決を図る。

## **(6) 実習前準備状況**

### **①実習までの抗体検査、予防接種等**

学生自身が感染しない、また他者への感染の媒体とならないように、実習前の免疫獲得を義務付ける。入学時に麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎の抗体価検査を実施し、抗体価が基準を満たさない項目については、必要なワクチン接種を実施する。特にB型肝炎は3回接種であるため、初回実習までに抗体獲得が可能となるよう接種計画を立てる。実習前に予防接種済証明書の写しを大学の実習支援室に提出する。学生と保護者に、抗体価に関する情報は大学が管理し、必要に応じて実習施設に情報を提供することがある旨を文書で説明して承諾を得る。〈資料 29〉

### **②損害賠償責任保険、傷害保険等の対策等**

学生には、1年次に一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度「Will」への加入を義務付ける。本制度は、学生自身のけが、第三者への賠償、実習中の感染事故、感染症罹患・二次感染、その他の事故を幅広く補償するものであり、これらの事象が発生した時の金銭的補償に備える。また、加入時には学生に実習における事故等の可能性や実例について説明し、学生自身および対象者や実習施設にも損害を及ぼし得る行動を回避し、事故防止に努めるよう注意喚起を促し、安全管理への意識を高める機会とする。

### **③学生へのオリエンテーションの内容、方法**

1年次後期の基礎看護学実習Ⅰ、地域共創ケアⅠの実習開始前に実習全体に関わる留意事項を周知するオリエンテーションを実施する。実習における身だしなみ、対象者・家族や施設利用者および施設職員に対する接遇・マナー、事故防止と発生時の対応、実習記録の取扱い、実習に関わる事柄の SNS への書き込みの禁止事項等を要項に基づき説明する。特に対象者（患者）の個人情報の取扱いについては、実習記録への記載、メモ、施設内外・通学経路を含む学生どうしの私語や実習中・後の SNS、電子メール等によるコミュニケーションなどすべての場面・手段において慎重に取り扱われ、守秘されるものであることの具体的な理解を促す。〈資料 30〉

以降、各実習の前にこれらの基本事項ならびに各実習施設独自の注意事項、対象者の特性に合わせた留意事項を確認し、徹底を喚起する。

#### ④実習参加基準・要件等

各実習においては、以下の表6の通り、先行する関連科目の単位取得（見込み）を必要とする。また、保健師養成にかかる課程の実習は定員を設けて履修学生を選抜するものとし、3年次進級時に資格取得を希望する学生を、適正や意欲、能力を、課題レポートの提出、教員による面接、既修科目の成績により審査し、履修者を決定する。

表6 実習参加に必要な先行単位取得科目

実習科目	単位取得を必要とする先行科目
基礎看護学実習Ⅰ	看護学原論Ⅰ・Ⅱ，看護基本技術Ⅰ～Ⅲ
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ，看護基本技術Ⅳ
地域共創ケアⅡ	地域共創ケアⅠ
地域・在宅看護学実習	地域・在宅看護学概論，地域・在宅看護方法Ⅰ・Ⅱ
成人急性期看護学実習	成人看護学概論，急性期看護学概論，成人（急性・慢性）看護方法Ⅰ・Ⅱ
成人慢性期看護学実習	成人看護学概論，慢性期看護学概論，成人（急性・慢性）看護方法Ⅰ・Ⅱ
老年看護学実習	老年看護学概論，老年看護方法Ⅰ・Ⅱ
母性看護学実習	母性看護学概論，母性看護方法Ⅰ・Ⅱ
小児看護学実習	小児看護学概論，小児看護方法Ⅰ・Ⅱ
精神保健看護学実習	精神保健看護学概論，精神保健看護方法Ⅰ・Ⅱ
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護学概論，公衆衛生看護方法論Ⅰ（行政看護），公衆衛生看護学演習，地区活動論
公衆衛生看護展開実習	公衆衛生看護方法論Ⅱ（学校看護）・Ⅲ（産業看護）
公衆衛生看護管理実習	公衆衛生看護管理論

#### （7）事前・事後における指導計画

実習は、看護活動を実際の対象者に対して実践する学修であるため、適時の実践が行えるようにするために、事前の実習目標の確認ならびに知識・技術・態度の準備が必須となる。

実習前においては、全体に対する指導として、1年次の実習開始前、3年次の各領域実習開始前、4年次の統合実習前に実習全体の目的・目標を確認し、必要とされる事前学習ならびに実習中に修得する内容、および実習態度や安全管理、実習に関わる倫理的課題等を指導する。さらに、各実習科目の事前指導として、実習初日に実習オリエンテーションを行い、実習目標、学修内容、スケジュールや記録記載方法など、学修効果を高めるための具体的方策、および各実習対象者・施設の特徴や注意点等について指導する。

実習後においては、実習最終日に実習での学びを振り返り、学生どうしでの共有を図るカンファレンスを実施するとともに、学生と教員の個別面接を行い、実習目標に対する達成度の相互評価と今後の学びについての課題の確認を行う。

## (8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

### ①実習スケジュール

各実習のスケジュールは、＜資料 21＞のとおりとする。

1 年次、2 年次の基礎看護学実習 I・II は当該学年学生全体を 5 名ずつ、16 グループを編成し、それぞれ 8 グループの二期に分けて実習を行う。

3 年次の 7 領域（地域・在宅、成人急性期、成人慢性期、老年、母性、小児、精神保健）の各実習は、8 クールのローテーションとする。各グループを約 10 名で編成し、実習施設や対象者の状況に合わせ、10 名をさらに 2～5 名の小グループに分けて配置する。

4 年次の統合看護実習は、8 領域（基礎、地域・在宅、成人急性期、成人慢性期、老年、母性、小児、精神保健）のいずれかを学生が選択する。実習施設や対象者の状況に合わせ、学生を領域内でさらに小グループに分けて配置する。なお、保健師養成課程の学生は、統合看護実習に該当する実習として、公衆衛生看護管理実習を履修する。

### ②担当基幹教員の配置と指導計画

実習中の教員及び助手の配置は、学生 5～6 名以上のグループにあつては、原則として大学教員または助手が施設内に常時待機できるようにする。学生が少人数ずつ多くの施設に配置される実習（訪問看護ステーション、保育所他）は、教員の施設訪問（巡回）日時ならびに不在時の連絡先を学生、施設ともに対して明示しておく。＜資料 31＞

「地域共創ケア I」および「地域共創ケア II」は、2 人一組の学生が同日に数多くの実習施設で実習を実施するため、教員は原則として大学に待機し、必要が生じた場合、速やかに担当施設に赴けるようにする。学生は、事前の学内実習において、実習施設での考慮すべき態度や行動を学修する。「地域共創ケア I」では施設指導者監督下での交流と活動参加、「地域共創ケア II」では見学と施設職員からの聴取を行い、学生による看護実践は行わない。学生には指導者に相談・報告が必要な内容を周知し、担当の大学教員には、各日の施設実習終了時に実習が終了したことを連絡することとする。実習施設の指導者には、＜資料 31-2 地域共創ケア I・II 指導計画＞を用いて、実習前に実習の目的・目標と依頼する指導内容を十分に説明する。また、実習中の学生の体調不良や事故ほか、教員に連絡が必要な内容と連絡先・連絡方法を周知する。実習施設から連絡を受け、実習施設への教員の臨場が必要と判断された場合は、担当教員が指導計画に沿って施設に訪問する。同時に複数の事案が生じた際には、指導計画に沿って担当教員が相互にカバーし合うことで対応する。

### ③助手等の採用基準、実習指導における役割、実習指導担当教員との連携体制

助手および非常勤助手の採用基準は、(1) 看護師資格、保健師養成課程科目においては保健師資格を有すること、(2) 看護学（保健学、健康科学等関連分野を含む）の学士以上の学位を有すること、(3) 実習指導を担当する当該分野の看護実践経験が 3 年以上あること、(4) 教員として臨地実習を指導した経験、または (3) の看護実践経験において、学生の実習指導経験があること、とする。看護実践経験における実習指導経験は、看護臨地実習の概ね 3 クール以上において、学生に対して対象者の状態・看護実践の説明や助言、共に看護技術の実施を行った経験とし、履歴書への記載を求める。

助手は、実習施設が教員数以上の複数にわたる等の理由により、教員による施設での指導が困難な場合等に配置する。実習指導における役割は、学生の学習支援および実習施設との調整とする。実習指導担当教員とは実習前に学生の指導内容、施設との調整内容等を確認する。実習中は毎日実習終了後に連絡をとり、学生の学修内容の報告、施設との調整を必要とする内容の確認等を行い、翌日の予定・課題を共有する。

#### ④学生へのフィードバック、アドバイスの方法

学生へのフィードバック、アドバイスは、適時の説明や技術の実施、記録物への記載、カンファレンス・面接等での指導を行う。

実習は、看護の対象者が存在し、適時の実践と評価の連続であるため、対象者の安全・権利を守りながら学修効果を高めるための口頭での指導や、技術を学生とともに提供しながらの指導を継続的に行う。内容により即時的にアドバイスする方法と、一連の場面の終了後にフィードバックする方法とを組み合わせる。

記録物に対しては、記載内容と記載方法の適切性を確認し、必要に応じてコメントによるアドバイスをを行う。

カンファレンスでは、学生の主体的な進行を促しながら、実習での体験を学びに結びつけるアドバイスをを行う。個別面接は、実習中に学修上の困難が生じた場合等は随時、および実習終了時に相互評価として実施し、フィードバックおよびアドバイスをを行う。

#### ⑤学生のレポート作成・提出等

レポートの形式、提出方法については、実習科目ごとに定め、実習前に学生に提示して実習中・後の作成を促す。日々の看護過程の展開や行動計画・評価等に関するレポートは、適時の記載と提出を求め、原則として同日または翌日に指導（コメント記載を含む）とともに返却する。実習終了時には提出レポートの種類と期日を明示して提出させ、成績評価の対象とする。

### （9）実習施設における指導者の配置計画

各実習施設において、原則として実習を行う部署ごとに実習指導者の選任を依頼する。選任基準は、①当該部署における患者、利用者等の状況に精通し、自立して看護を実践できる、②当該部署の他の職員に対し、学生の学修状況を伝えたり、学生と共に看護活動を行う、学生の報告を聞いたり必要に応じて指導することを依頼する等の調整ができる、③学生に教育的（肯定的、保護的、論理的、倫理的）に指導することができることとし、実習施設の看護管理者の推薦と本人の了承を得ることとする。実習施設で前以て選任されている場合には、その選任基準を確認しておく。

全実習施設の実習指導者に、看護学部全体の学びの概要（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム等）、実習全体の狙い、指導方針等および学生の学修状況やレディネスの傾向等を共有することを目的に、毎年（または隔年）1回、実習指導者が参集し、大学から説明する機会を設ける。各施設の実習指導者からの課題や要望等を共有し、大学側の対応を検討する。

各実習実施前に、領域ごとに実習指導教員が各実習施設において、実習科目ごとの目的・目標、実施内容を説明し、学生受入人数や実習日数等を確認、調整する。

## (10) 成績評価体制及び単位認定方法

### ①成績評価体制，単位認定方法・基準

成績評価ならびに単位認定は，実習指導担当教員，科目責任者を含む複数の教員で実施する。

評価方法は，実習目標の到達度に対する学生・教員の相互評価を反映した採点とする。具体的には，実習科目ごとに知識，技術，態度についての到達目標を挙げ，各目標の到達度を学生と実習指導担当教員とで相互評価する。到達度の相互評価は面接により行い，各目標を実習記録や実習における実践の振り返りに基づき，「一人でできる／指導を受けながらできる／できない」の三段階で評価する。その評価結果を反映させながら実習指導担当教員が到達目標ごとに配点された点数に基づいて採点する。

各領域の成績判定会議において，実習指導担当教員から各学生の出席状況，受け持ち等対象者の概要，学生の実習内容，到達目標ごとの採点結果を個々に説明し，採点結果の整合性を教員間で確認して最終評価とし，単位認定する。

### ②各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

実習中ならびに実習終了時，実習指導担当教員は実習指導者から学生個別の実習遂行時の態度や学修状況について報告を受ける。

成績評価・単位認定終了後，大学は実習施設に当該部署で実習を実施した学生の単位認定状況，成績評価分布の概要を報告する。

## 8 取得可能な資格

本学看護学部で取得可能な資格は，看護師国家試験受験資格，保健師国家試験受験資格である。

### ・看護師国家試験受験資格

「看護学部看護学科」の卒業要件を満たすことにより受験資格を得ることができる。

### ・保健師国家試験受験資格

「看護学部看護学科」の卒業要件に加え，指定科目の単位取得により受験資格を得ることができる。選抜制とし，資格取得を希望する学生のうち，適正や意欲，能力を審査した上で決定する。千葉県の指導により 20 名を上限とする。

なお，保健師資格を取得した者のうち，教職免許法施行規則の定める特定の科目（日本国憲法，体育・スポーツ科目，国際コミュニケーション科目，情報機器演習より各 2 単位）を修得することにより，「養護教諭二種免許状」が取得可能である。また，保健師免許を取得した者は，都道府県労働局に必要書類を提出することにより「第一種衛生管理者資格」を取得することができる。

教育課程と指定規則等との対比表は<資料 32>のとおりである。

## 9 入学者選抜の概要

### (1) アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法

植草学園大学看護学部のアドミッション・ポリシーは，以下の 7 項目とする。

- AP1: (配慮ある態度) 看護職をめざす者としてふさわしい品格, 礼節, モラル, 思いやりを備えており周囲に配慮ある態度がとれる人
- AP2: (高い志) 人間の生命や健康に関心があり, 看護及び保健・医療・福祉の発展に貢献する意志がある人
- AP3: (人間, 健康, 社会や環境への関心) 人間の生活と健康, 社会環境との関連に関心がある人
- AP4: (確かな学力) 専門教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人
- AP5: (学ぶことへの意欲) 専門性の高い知識・技術の修得にあたり, 自主的・積極的に学ぶ意欲と情熱がある人
- AP6: (遂行力) 勉学・学修上の困難に直面したとき, それを乗り越えるための努力ができる人
- AP7: (自己管理能力) 自身の生活や健康の管理を行い, 心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人

このアドミッション・ポリシーに見合う受験生を多角的に選抜できるように, 以下の表7に示すように, 複数の入試を実施する。植草学園大学附属高等学校特別選抜及び学校推薦型選抜(指定校制・公募制)では, 高等学校で着実に学び基礎学力を身につけている生徒のうち, 看護を学ぶ志と意欲があり, 本学部への入学を強く希望する者として高等学校が推薦した生徒を選抜する。いずれの選抜においても, 高等学校毎に出願要件となる評定基準(公募制は評定平均3.3以上)を示すことで, 基礎学力を担保する。加えて, 植草学園大学附属高等学校特別選抜及び学校推薦型選抜(指定校制)では, 課題資料の作成(事前提示の複数課題から1課題選択による資料作成), 学校推薦型選抜(公募制)では, 基礎学力試験(図表の読解を含む複数問の小論文)により, 文章等の読解力, 論理的思考力とその表現力等を評価する。

総合型選抜では, 基礎学力を有し看護を学ぶ志と意欲があり, 本学部への入学を強く希望する生徒を選抜する。出願書類(志願理由書及び調査書)により, 高等学校での学習状況や基礎学力を評価すると共に, 基礎学力試験(図表の読解を含む複数問の小論文)により, 文章等の読解力, 論理的思考力とその表現力, 社会への関心を評価する。

一般選抜(A日程), 大学入学共通テスト利用では, 基礎学力が高く看護を学ぶ志と意欲があり本学部への入学を希望する学生を選抜する。出願書類(調査書)により, 高等学校での学習状況や基礎学力を評価する。加えて, 大学入学共通テスト利用では英語必須, 国語・数学・理科から2科目選択, 一般選抜(A日程)では科目試験(国語・英語から1科目選択, 数学・理科から1科目選択), 一般選抜(B日程)では総合学力試験(文章や図表の読解を踏まえ自分の考えをまとめる論述問題)を実施する。これらにより, コミュニケーション手段としての言語力, 生命現象を理解する上で基礎となる理科又は数学の知識についての学力を総合的に評価する。

また, 看護学を学ぶ志と意欲がある多様な学生を受け入れるために, 社会人特別選抜, 帰国生徒特別選抜, 外国人留学生特別選抜を行う。出願書類(志願理由書及び調査書)により, 高等学校での学習状況や基礎学力を評価すると共に, 社会人特別選抜, 帰国生徒特

別選抜では、基礎学力試験（図表の読解を含む複数問の小論文）により、文章等の読解力、論理的思考力とその表現力、社会への関心を評価する。外国人留学生特別選抜では、学修を進めるうえで必要となる日本語能力について、日本語能力試験により評価する。これらにより、志願者の資質、医療専門職をめざす明確な意思、職業への適格性等を評価する。

表7 入試区分における選抜方法

試験区分	募集人数	選抜方法（選抜基準）
植草学園大学附属 高等学校特別選抜	10名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 課題資料作成（5段階評価）
総合型選抜	15名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 基礎学力試験（小論文：図表の読解を含む2～3の小問）100点
学校推薦型選抜 （指定校制）	15名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 課題資料作成（5段階評価）
学校推薦型選抜 （公募制） ※出願要件：評点 平均値が3.3以上の 者	10名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 基礎学力試験（小論文：図表の読解を含む2～3の小問）100点
一般選抜（A日程）	10名	調査書（参考） ●個別面接（5段階評価） ●学力試験：2科目 《選》国語（近代以降の文章）または英語（コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ）から1科目100点 《選》数学（数学Ⅰ・数学A）または理科（生物基礎）から1科目100点
一般選抜（B日程）	5名	調査書（参考） ●個別面接（5段階評価） ●学力試験：総合学力試験（文章及び図表の読解を踏まえた論述）100点
大学入学 共通テスト利用 （A日程・B日程）	15名	調査書（参考） ●共通テスト：3教科3科目 【必】英語（リスニングを含まず）100点 《選》国語（近代以降の文章）100点 《選》数学（数学Ⅰ・数学A）100点 《選》理科（物理基礎，化学基礎，生物基礎，地学基礎，物理，化学，生物，地学）基礎を付す科目は2科目の合計点で1科目分として扱う100点 国語，数学，理科から2科目選択
社会人特別選抜	若干名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 基礎学力試験（小論文：図表の読解を含む2～3の小問）
帰国生徒特別選抜	若干名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 基礎学力試験（小論文：図表の読解を含む2～3の小問）
外国人留学生 特別選抜	若干名	志願理由書，調査書（参考） 個別面接（5段階評価） 日本語能力試験
合計	80名	

## (2) 選抜体制

入学者選抜は、中立・公平に実施することを旨とし、学長を本部長とした副学長、学部長、学科主任、専攻代表、入試委員及び入試・広報課員による試験本部を組織して行う。

既設学部同様、入試問題の作成と採点は、教科等別に任命された委員(委員名は非公表)が専用室内で作成し、漏えいなど入学者選抜の信頼性を損なう事態が生じないようにする。

入試関係業務の処理は、「入学者選抜試験運営要項」「面接要領」等に基づいて、教員及び職員が一体となり、全学的な連携体制のもとに実施する。

## (3) 選抜基準

可否の判定については、試験ごとに設定された「可否判定基準」に基づき、教授会において成績データに基づいて判定を行い、選抜の透明性を確保する。

アドミッション・ポリシーと入試区分との関連を表8に示す。

表8 アドミッション・ポリシーと入試区分との関連

選抜方法	出願書類 (調査書等)	学力検査	面接	小論文
選抜方法に対応するアドミッション・ポリシー番号	AP1～7	AP4・5	AP1～7	AP4・5
植草学園大学附属高等学校特別選抜	○	—	○	—
総合型選抜	○	—	○	○
学校推薦型選抜(指定校制)	○	—	○	—
学校推薦型選抜(公募制)	○	—	○	○
一般選抜	○	○	○	—
大学入学共通テスト利用	○	○	—	—
社会人特別選抜	○	—	○	○
帰国生徒特別選抜	○	—	○	○
外国人留学生特別選抜	○	○	○	—

## (4) 社会人、留学生及び帰国生徒の受け入れ

「本学入学時に満21歳以上の者であって、社会において1年以上の就業経験がある者」を出願資格とする「社会人特別選抜試験」を実施する。

また「外国人留学生特別選抜試験」を実施する。受験資格は以下の通りである。

1) 日本国籍を有しない者、及び日本永住権のない者。2) 大学入学に支障のない在留資格を有する者で、以下の①又は②に該当する者、①外国において学校教育における12年の課程を修了した者、および修了見込みの者、②スイスの国際バカロレア資格、ドイツのアビトゥーア資格、フランスのバカロレア資格を取得し入学年3月末日に18歳に達する者。3) 日本学生支援機構主催の日本留学試験を受験し、日本語の成績が200点以上であること。4) 日本語能力試験を受験しN2レベル以上であること。

## (5) 科目等履修生、聴講生の受け入れ

科目等履修生については、学則第66条、聴講生については学則第67条の規程に基づき、受け入れることが可能である。ただし、受け入れ人数については、授業に支障のない人数(数名)とする。

## 10 教育研究実施組織等の編制の考え方及び特色

### (1) 教員配置とその考え方

#### 【主要科目への基幹教員の配置】

教員配置計画を表9に示す。看護学部（収容定員 320 人）に対して基幹教員 25 名、内教授 8 名により編成する。教員組織は、本学の建学の理念及び設置する看護学部が目標ならびに特色に共感し、学士課程としての看護基礎教育への理解を基盤に、社会に貢献する看護師・保健師の養成に熱意をもち、専門とする看護学領域に対する研究業績、学位取得（博士、修士）、実務経験を備えた教員により構成する。それぞれの専門性に基つき、基盤看護学、対象特性看護学、健康増進看護学の各分野・領域に配置する。配置人数は、各領域において3名体制を基本とするが、成人看護学の領域においては、急性期・慢性期それぞれの授業科目を包括して担当することから4名体制とする。また老年看護学、精神保健看護学、健康情報看護学においては、公衆衛生看護学領域の教員（教授1名、准教授または講師2名）がこれら各領域の教育に関連分野としてかかわる体制とし、教員配置は教授1名、准教授または講師1名の2名体制とする。

表9 教員配置計画

分野	領域	配置人数	職位構成		
			教授	准教授 または講師	助教
基盤看護学	基礎看護学	3	0	2	1
	成人看護学	4	1	3	0
	地域・在宅看護学	3	1	1	1
対象特性看護学	母性看護学	3	1	1	1
	小児看護学	3	1	1	1
	老年看護学	2	1	1	0
健康増進看護学	精神保健看護学	2	1	1	0
	健康情報看護学	2	1	1	0
	公衆衛生看護学	3	1	2	0
合計		25	8	13	4

### (2) 教員の担当科目数、及び2校地を往来する場合

基幹教員の担当科目数は、週15時間を超えない範囲とし、特定の教員の負担が過重にならないよう配慮する。また実習等を補助する助手を5名配置し、教育効果の向上と教員の負担軽減を図る。

看護学部の教育は、メインキャンパスである千葉若葉キャンパスと、千葉医療センター内椿森キャンパスの2キャンパスで実施する。基本的に、千葉若葉キャンパスでは、1～2年次に履修する教養教育科目、専門基礎科目及び専門科目の一部を履修する。椿森キャンパスでは、3～4年次に履修する専門科目を履修する。同日に授業担当教員が2つのキャンパス間で可能な限り移動が生じないように、履修科目の時間割を編成している。1日の間に複数学年の科目を担当することや、会議等でキャンパス間の移動がある場合も時間に余裕をもって移動ができるように双方に駐車場も整備している。

また、時間割<資料42>に示した通り、学生の1日でのキャンパス間の移動はない。

### (3) 実務経験の豊富な教員を積極的に活用する場合

看護学部は専門職業人としての看護師及び保健師の養成を担うことから、実務経験の豊富な教員の配置が必須である。本看護学部においては、教員 25 名中 24 名が看護職の有資格者であり、この 24 名は看護師、保健師、助産師としてそれぞれ豊富な実務経験をもつ。残りの 1 名は看護職の有資格者ではないが、その専門性に基づき、健康運動指導士の資格を有し、運動や栄養に関する実務的な指導力を備えた教員である。また、本学部の教員組織は、全教員 25 名中、16 名が博士の学位、9 名が修士の学位を有しており、これまでの研究業績において文部科学省科学研究費等の外部資金の獲得実績も多く、学部の研究を推進する基盤力が十分に確保されている。

### (4) 中心となる研究分野と研究体制

本学は、高度医療に貢献できる看護職の養成と共に、地域包括ケアの具現化に貢献できる看護職の養成を重視していることから、本学部において中心となる研究分野は、特定の看護領域に限定されるものではなく、看護学の各専門領域が横断して取り組む必要性の高い研究課題に 대응するものであり、本学が看護学部の設置に関連して設置構想している地域共創ケアセンターを拠点にした、看護の役割機能拡大の実施検証プロジェクトなどが中心となる研究分野となると考えられる。

### (5) 教員の年齢構成

教員の年齢構成は、完成年度の 2029 (令和 11) 年 3 月 31 日時点において、下記の表 10 のとおり本学部の教育研究実施組織において支障のない構成である。

表 10 年代別教員の年齢構成

年代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
人数	0 / 25	3 / 25	8 / 25	6 / 25	6 / 25	2 / 25

定年の延長にかかる教員は 4 名であり (16%)、いずれも教授職にある者である。すでに本学部の設置時点で、完成年度以降に後任となる教員の補充を見越して、准教授または講師の職位にある者を配置しており、教育研究実施組織の継続性に問題はない。

職員定年規程、植草学園大学看護学部設置に伴う教員の定年に関する特例規程を添付する。〈資料 33・34〉

### (6) 教員と事務職員の連携協働

学長は、学則に基づき、大学運営協議会と教授会の意見を勘案し、意思を決定している。大学運営協議会は、学園長、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、学部に関わる教育研究上の重要事項を協議する。学部の教授会は、学長が招集し、専任の教授、准教授、講師、助教等の教員で組織し、学園事務局長、大学

事務局長，各課長・室長も陪席する。

事務組織に課および室を置き，職制・職位においては，学園事務局長，大学事務局長，事務局次長，課長及び室長等を置き，その職務内容を定めている。上述のように，事務局の管理職員は，大学の運営及び教育・研究等に関する重要事項を協議する大学運営協議会，教育・研究及び教学関係等を審議する教授会に陪席しており，常に教学組織と連携しながら業務を執行している。さらに職員は，職務に関連する各種委員会において構成員として，教員と連携協働の下，委員会業務を執行している。

## 1 1 研究の実施についての考え方，体制，取組

すべての基幹教員には，十分な面積を有し空調環境が整った個室の研究室が与えられ，研究活動に配慮した整備が行われている。さらに，裁量労働制において，研究活動の自由度も可能な限り担保し，各教員が研究業績を高められる環境となっている。

基幹教員及び研究活動に関わる研究支援人材全員に科研費への公募申請や研究分担者になるための要件として，日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース (eL CoRE)」の受講を義務づけている。なお，研究費の管理及び取り扱いについては諸規程を定めている。

基幹教員全員に研究活動上必要とする経費に使用できる個人研究費，研究旅費を配分している。なお，個人研究費の年額については，5月1日時点の学生数に応じて変動する。

他に，学内共同研究費を確保し配分している。また，令和5年度より一定の期間授業から離れて研究に専念できる研究サバティカル制度を新設している。〈資料 35〉

研究支援のための技術職員や URA は配置していない。

研究に関する委員会組織として，研究委員会がある。研究委員会は，科学研究費助成事業（以下，「科研費」という。）の公募要領等説明会の開催，学内共同研究費の配分を所管している。研究委員会は毎年科研費の申請のための研修を開催している。また，希望者には科研費取得経験者が申請書の事前チェックを行い，申請書の執筆アドバイスをを行っており，新規採択者数増を図っている。科研費に採択された場合，その採択期間において個人研究費または研究旅費に10万円を増額して配分する科研費奨励金制度を設け，獲得した間接経費の25%はその教員が所属する学部に研究環境充実のための予算として配分している。さらに，科研費の審査結果が「A」評価で不採択になった教員に，研究ステップアップ奨励金制度として5万円を個人研究費もしくは研究旅費に配分している。〈資料 36・37〉

なお，科研以外の外部競争資金については公募があるごとに総務課が教職員向け学内情報配信システムにより公表し応募を募っている。〈資料 38〉

研究委員会はさらに，『植草学園大学研究紀要』の発刊に伴う査読，編集を行っている。また，紀要にはその年度における各教員の業績リストが掲載され，各自の研究状況の公表の場ともなっている。

## 1 2 施設, 設備等の整備計画

### (1) 校地, 運動場の整備計画

#### ①校地・運動場

看護学部は、既設の千葉若葉キャンパス（千葉市若葉区）及び国立病院機構千葉医療センター附属千葉看護学校の敷地（千葉市中央区）を千葉医療センター内椿森キャンパスとして使用する。千葉若葉キャンパスは、既設学部との共用と、令和5年度に学生募集を停止した短期大学の校舎の一部を改修して使用する。植草学園大学は、千葉若葉キャンパス 39,939 m<sup>2</sup>、千葉医療センター内椿森キャンパス 3,000 m<sup>2</sup>、計 42,939 m<sup>2</sup>の校地面積を有している。また、校舎の面積は、千葉若葉キャンパス 18,716.72 m<sup>2</sup>、千葉医療センター内椿森キャンパス 4,250.21 m<sup>2</sup>、計 22,966.93 m<sup>2</sup>を有しており、看護学部の収容定員を加えても、設置基準である校地面積 10,400 m<sup>2</sup>と校舎面積 10,610.2 m<sup>2</sup>を上回っている。〈資料 39〉

千葉若葉キャンパスは、千葉都市モノレール千城台北駅から徒歩 10 分、JR 都賀駅からバスで 15 分を要する距離にある。周囲は JR 千葉駅から車で約 25 分の距離にありながら閑静な住宅街の中、緑地などの自然も多くある。キャンパス内にも自然や広場を多く残しながら整備を進めることで、開放感もあり落ち着いた環境で教育を受けられるようにしている。運動場施設として、千葉若葉キャンパスに 13,065 m<sup>2</sup>のグラウンド、5,275 m<sup>2</sup>のフットサルコート、596 m<sup>2</sup>の体育館を整備しており、授業や課外活動などに利用している。グラウンドは附属高等学校と共用である。

千葉医療センター内椿森キャンパスは千葉都市モノレール千葉公園前駅から徒歩 9 分、JR 東千葉駅から徒歩 13 分を要する距離にある。キャンパス間の道路距離は約 7 km、自動車の移動で約 20 分を要する。運動場施設として、495.72 m<sup>2</sup>の体育館を有している。学生については、1 日のうちにキャンパス間の移動がないように時間割等の配慮を行う。教職員については、自動車での移動を想定し双方に駐車場を整備している。

なお、千葉医療センター内椿森キャンパスの校地・校舎は、千葉医療センターより借用するものであり、20 年間の定期建物賃貸借契約を締結している。〈資料 40〉

#### ②交流, 休息その他に必要な設備

千葉若葉キャンパス内には、2021 年に「全国学校・園庭ビオトープコンクール」で「日本生態系協会会長賞」、2023 年に環境省の「自然共生サイト」の指定ならびに都市緑化機構の「緑の都市賞第一生命財団賞」を受賞したビオトープをはじめ、水田、遊歩道等がある 21,979 m<sup>2</sup>の「植草共生の森」があり、学生の自然科学系の研究や憩いの場として利用されている。近隣の施設や住民の自然散策、幼稚園や保育園の遠足、小学生の観察活動など地域との交流の場としても活用している。その他、駐車場、バスロータリー、芝生等の敷地が 7,972 m<sup>2</sup>あり、ベンチや花壇、桜を設置して学生や教職員が休息するスペースとしている。建物内にも、「Ku-Su Ku-Su（食堂）」、「センターモール」、「カフェ・ロッサ（軽食ラウンジ）」、「学生ホール」、「テラス」等がありイスやテーブルを設置している。以上から多くの学生が休息する十分なスペースを確保している。

千葉医療センター内椿森キャンパスは、主な臨地実習施設となる千葉医療センター

の敷地内にあることから、実習指導上の連携や事前事後指導の充実、千葉医療センターの医師による講義の円滑化等、教育効果が高まることが期待できる。千葉医療センター内椿森キャンパス内の交流、休息ができるように、1階にリフレッシュホールを整備する。

## (2) 校舎等施設の整備計画

### ①必要な施設・設備・器具等とその整備

主に講義科目を既設の学部の授業を行っている千葉若葉キャンパスで開講し、実習設備を使用する演習科目等については看護学部専用の千葉医療センター内椿森キャンパスを中心に開講する。

千葉若葉キャンパスは、既設学部として保健医療学部、発達教育学部が設置されており、元来潤沢な教育・研究環境を有している。また、令和7年度に既設学部の発達教育学部の入学定員を140人から40人削減し、令和5年度に募集停止した植草学園短期大学の一部の校地・校舎を看護学部専用棟として使用するために開設年次までに改修し、看護学部の収容定員320人を受け入れる体制を整備する。専用棟にするB棟には、研究室、ゼミ室、演習室等を設置する。看護学部の完成年度を迎えた時点でも、講義室、演習室、実験・実習室のほか、情報処理学習施設など現有する施設・設備も使用することで十分対応が可能であり、前述の通り校地及び校舎の面積は設置基準を満たしている。〈資料41〉

また、学内の各建物に無線LANアクセスポイントを整備し、ワイヤレスネットワークの利用が可能である。学生の自主的な学修や研究に十分に対応できる施設、設備としてラーニング・コモンズ等を整備している。

### ②研究室の整備と教室等の他学部との共用

千葉医療センター内椿森キャンパスは、千葉医療センターから借用した千葉医療センター附属千葉看護学校の土地と建物を整備・改修して使用する。千葉医療センター附属千葉看護学校は令和6年度末に閉学し、開学年度の令和7年度から全ての施設が看護学部の専用とする。開学年度前期に改修工事を行い、1階にリフレッシュホール、2階に看護実習室、3階に講義室を整備するほか、実習室にモニタリングシステムの設置や、AV機器の更新などを行い、看護学部のキャンパスとしての環境を整備する。また、シームレスにワイヤレスネットワークが利用できるようにするほか、図書館やリフレッシュホール、ラウンジなどで、千葉若葉キャンパスと同様に学生の自習環境を確保する。

千葉医療センター内椿森キャンパスは、千葉医療センター附属千葉看護学校が施設を令和6年度まで使用するため、令和7年度前期に施設の改修を行い、後期から使用する。カリキュラムや学生生活に支障が出ないよう綿密な改修計画を立て、使用時期までに改修を完了する。

研究室の整備については、教員の教育研究活動や情報管理が十分にできるように、専任の助教以上の教員に対して、一人一室(17.53~27.81 m<sup>2</sup>)確保している。助手については、共同研究室(35.06 m<sup>2</sup>)を整備する。

看護学部が使用する千葉若葉キャンパスの講義室として、さくらホール(296名収容)、大講義室(228名収容)、中講義室(135名収容)等入学定員80名を収容可能な講義室が6室ある。また講義室1(70名収容)等入学定員の半数を超える講義室が18室ある。ゼミ室も14室整備しており少人数での授業も可能である。講義室は既設学部と共用となるが、時間割<資料42>の通り、運用について支障はない。その他、情報科目を学修するPC室や実験等の学修のための基礎医学実習室、基礎医学実験室等も整備しており必要に応じて使用することが可能である。看護学部専用の演習室として看護演習室を整備しカリキュラムに沿って演習科目の学修に使用する。千葉医療センター内椿森キャンパスは、入学定員80名を収容可能な講義室が3室ある。その他、看護実習室が4室あり、「看護基本技術」や各領域の「看護方法」等の実習科目に使用する。

実習等に必要な教具、備品類は千葉医療センターから有償譲渡された備品に加えて、大学教育や研究に関連する備品等を新規購入し、教育環境の更なる充実を図る。

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### ① 図書整備の考え方と整備計画

千葉若葉キャンパスの図書館及び千葉医療センター内椿森キャンパス図書室の2カ所を整備する。一般教養及び他分野の図書は、千葉若葉キャンパスの図書館を共有し、看護学の教育研究領域の図書などについては、千葉医療センター内椿森キャンパスと千葉若葉キャンパスの図書館に整備する。

千葉若葉キャンパスの図書館は、地上2階建て総面積1076.86㎡で植草学園大学は約50,996冊、植草学園短期大学を含めると約61,441冊(和書59,771冊、洋書1,670冊)、購読中の学術雑誌75種、電子ジャーナル2種、データベース2種、視聴覚資料2,287点所蔵している。

看護学部の開設のため、千葉医療センター内椿森キャンパス図書室では開設前年度から完成年度までに、図書1,200冊、雑誌17種、データベース2種等の受け入れを予定している。千葉医療センター附属看護学校から有償譲渡を受ける図書18,010冊と既設の図書館に看護学が含まれる自然科学の図書が9,444冊、視聴覚資料が584点あり、図書等の資料において教育研究に支障がないと考える。また、近年の情報電子化の動向と、2キャンパスでの運用となることを踏まえて、データベースなど電子媒体の充実を図る。既に本学に備えている「医中誌WEB」「メディカルオンライン」「MedicalFinderリハプラン」等に加え、電子図書50冊、「CINAHL with Full Text」「最新看護索引WEB」を導入する。双方のキャンパスで利用できる環境を整備することで授業における活用のほか、事前事後学習や実習の効率化を図る。主な学術情報雑誌として、「エキスパートナース」「CLINICAL STUDY」「看護展望」等を設置する。<資料43・44>

#### ② 図書館の教育研究促進機能と他大学図書館との協力

千葉若葉キャンパスの図書館は、ラーニング・コモンズ2室、閲覧席数248席があり、貸し出し用パソコンを100台用意している。蔵書の検索は、オンライン公開目録(WebOPAC)を用いて行うことができ、パソコン等からでも利用可能で、来館せずに行うことができる体制を整備している。

千葉医療センター内椿森キャンパス図書室の総面積は 298.74 m<sup>2</sup>で、閲覧室を 4 室設置する。また、パソコンを 9 台置き、千葉若葉キャンパスの図書館と連携できるように図書検索が可能なシステムや電子媒体を閲覧ができるように整備する。千葉若葉キャンパスが稼働している日程に合わせて運営する。

目録所在情報サービスとして NACSIS-CAT（大学図書館等の総合目録データベース）と、NACSIS-ILL（図書館間相互貸借サービス）を活用し、学生や教員がより幅広く資料収集できるようにしている。さらに、日本図書館協会、私立大学図書館協会、千葉県大学図書館協議会、千葉市図書館情報ネットワーク協議会、大学図書館コンソーシアム連合などに所属して研修会に参加し、図書館の資質向上、利用者へのサービス向上に役立っている。また、紀要類をホームページで公開し、参照・利用できるようにしている。

### 1.3 2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

看護学部学生は、基本的な科目の展開として、1～2年次には千葉若葉キャンパスで学部共通科目や看護に関する基礎的な講義科目等を受講し、3～4年次は千葉医療センター内椿森キャンパスにおいて看護の専門科目を中心に受講する。

原則として1日の時間割の中でキャンパス間の移動が生じないように展開する。

教員のキャンパス間の移動については、自動車での移動を想定し、双方キャンパスに教職員用駐車場を整備する。

研究室は、千葉若葉キャンパスに全教員分個室を設ける。同法人の短期大学（令和7年3月廃止予定）が使用している千葉若葉キャンパスB棟の全面改修工事を行い、研究室、ゼミ室、実習室、講義室、会議室等を設置する。

千葉医療センター内椿森キャンパスについては共同教員室を設置する。同キャンパス内に専属の教員は配置しないが、授業等で学生が使用する際には、必ず担当教員が在籍しているため教育研究上の支障はない。

また、両キャンパスを結ぶ情報ネットワークを構築する。どちらのキャンパスもWi-Fi環境を整備し、学生の情報機器等活用を推進している。また、遠隔授業システムの整備も構築している。

### 1.4 管理運営

学長は、大学運営協議会と教授会の意見を勘案し、意思を決定している。

大学運営協議会は、学長の招集により、学園長、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、学部に関わる教育研究上の重要事項を協議する。

学部の教授会は専任の教授、准教授、講師及び助教によって組織し、学長の招集により原則として毎月1回開催される。教授会は学長が、入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する重要な事項について決定を行うにあたり、教育研究における専門的な観点から審議の上意見を述べる機関である。なお、教育研究に関する重要な事項として、教育課程の編成、入学試験、教育研究組織の設置及び改廃、教員の教育研究業績の審査がある。

大学の運営にあたり、いくつかの委員会を置いているが、学長の下に置く委員会として、人事委員会、将来構想検討委員会、教学改革推進センター運営委員会、入試問題出題採点委員会がある。人事委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長で組織し、教員の採用、昇任等を審議し、その審議結果を理事長・理事会へ上申するとともに、教授会へ報告することとしている。教学改革推進センター運営委員会では大学全体の教育課程の編成に対する事柄を、学部教務委員会では学部の教育課程の編成を審議することとしている。

## 1 5 自己点検・評価

### (1) 実施方針

自己点検・評価は「植草学園大学学則」第3条第3項の規定に基づき、自己点検評価委員会を組織し、全学の教育研究、管理運営状況の点検・評価活動に取り組んでいる。また、点検と評価を毎年実施し、改革のPDCAサイクルを機能させている。

新設する看護学部においても、これまでと同様の点検・評価活動を行い、教育研究水準の維持・向上に努め、教育の質保証に積極的に取り組む方針に変わりはない。〈資料 45〉

### (2) 実施体制

「植草学園大学点検評価規程」に基づき、自己点検・評価及び外部評価並びに認証評価の体制を整備し、点検評価を行う自己点検評価委員会を設置し、恒常的に現状を点検評価し、改善・改革を常に推し進める体制を整えている。

自己点検評価委員会の構成は、副学長、各学部長、各学科主任、各委員会の長をはじめ全学部学科、附属図書館及び事務局の全部局が対応する体制である。また、審議事項も規程に定めてあり、自己点検評価の基本方針、実施計画、評価項目、認証評価、外部評価、公表等を審議する。

### (3) 点検評価事項

本学が実施する点検評価事項は、①使命・目的等に関する事項、②学生に関する事項、③教育課程に関する事項、④教員・職員に関する事項、⑤経営・管理と事務に関する事項、⑥内部質保証に関する事項、⑦大学独自の基準に関する事項、⑧その他委員会が必要と認める事項である。これも規程に定めており、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める評価基準に準拠したものである。

### (4) 結果の活用・公表

毎年度実施される点検評価結果は教授会において教職員に報告されている。点検評価結果をもとに、学長は各部局・委員会に改善方策を指示する。各部局・委員会は達成状況を再確認するとともに、必要な改善策を策定し、次年度以降の事業計画に反映させている。

なお、点検評価結果は、高等教育機関としての本学の教育研究の質を保証し向上させるとともに、社会ならびに学生、保護者、地域社会など本学のステークホルダーに対する説明責任を果たすため、毎年度報告書を作成し、学園ホームページに公表している。

## (5) 認証評価, 外部評価

本学の教育研究の質を保証する上で外部評価機関による評価は重要である。本学は公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価をこれまでに平成25年度と令和2年度に受審し、同機構から「適合認定」を受けた。認証評価結果における指摘事項については、改善とさらなる充実に継続的に取り組んでいる。

本学の教育研究の質を保証し、向上させるためには、自己点検・評価結果について外部評価を受け、教育研究に持続的に反映させていくことが不可欠である。平成29年度に制定した「植草学園大学点検評価規程」において「自己点検評価の結果について客観的・公平性を担保し、教育研究活動及び管理運営等の水準向上に資するため、学外者による外部評価を行う」と定め、学外の有識者による「外部評価委員会」に評価を付託することとした。これに基づき、令和元年度より自己点検評価に対する外部評価を受けている。これは、本学教育研究の社会に対する説明責任を果たすとともに、学生、保護者、地域社会等本学のステークホルダーからの意見聴取による改革を推進しようとするものである。

## 1.6 情報の公表

植草学園大学では、学校教育法第109条、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、教育研究活動等の状況に関する情報の公表に取り組んでいる。

広く一般向けに、法人に関する情報は学園ホームページ及び冊子媒体として、学園情報誌「U-heart」を年2回刊行し情報を発信している。受験生・高校生向けには、「植草学園大学ガイドブック」等を刊行し、配布している。Web上でも公開し閲覧ができる。

その他、情報公開は下記URLで掲載予定である。

- (1) 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること  
<https://www.uekusa.ac.jp/university/policy>
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- (3) 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること  
学修の成果に係る評価

- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (8) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (9) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること  
[https://www.uekusa.ac.jp/education\\_research-2/information\\_public\\_education](https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/information_public_education)
- (10) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果等）  
[https://www.uekusa.ac.jp/introduction/edu\\_info](https://www.uekusa.ac.jp/introduction/edu_info)

### 1 7 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

副学長（FD 担当）を委員長とする FD 委員会が FD 研修（原則全員参加）を企画・運営している。FD 委員会は，各研修後にアンケート等で必ずその成果を確認するとともに，次回以降の研修の運営，企画・立案に生かしている。令和 4（2022）年度は，教育内容・方法等の改善に関する研修として，「成績評価ガイドラインについて」「GPS-A スコアから見えてくる本学学生の傾向について」を実施した。毎年度実施している「公的研究費に関わるコンプライアンスについて」は，研修後教員及び研究に関わる事務職員に理解度チェックテストを実施，及第点（80 点）に満たない受講者には，公的研究費のコンプライアンスに関する研修用動画の視聴を義務付けた。このように，本学では，状況に応じて必要とされる FD による教員研修等を組織的に実施するとともに，アンケート結果を基にその見直しを行っている。

さらに職員を対象とした SD 研修会も毎年 2 回以上行われている。令和 4（2022）年度は，個人情報保護法の改正に伴い「個人情報の保護について」（講演）と「ベンチマークの設定により本学（校）の課題を考える」（自由討議）についての内容であった。いずれも参加した職員のアンケートによる評価は高かった。なお，平成 30（2018）年度からは，SD 研修への教員の参加，FD 研修には一般職員の参加も可能となり，教職協働体制の推進を図っている。設置される看護学部においても FD 研修会ならびに SD 研修会を充実させる。

### 1 8 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

#### (1) 教育課程内の取組について

本学部では，1 年次から 4 年次にわたり一貫して，看護職への志向性を高め，生涯にわたり成長し続けていくことのできる基礎力を養うことを重視している。このことは，教育課程編成の基盤となる考えであり，全ての教育科目に包含されるものであるが，社会的・職業的自立を具体的に扱う教育科目として，1 年次にエレメンタリーセミナー，3 年次に看護学セミナーを置く。

エレメンタリーセミナーは、1年次前期に設定し、専門職としての看護職の成立の歴史、国内外における看護職の社会的・職業的自立の現状と課題、看護職が職業的に自立して社会の中で役割発揮するために取り組むべきことは何か、さらに学生が看護職の社会的・職業的自立と自分自身の将来展望を関連づけて考えることができるように、文献等から知識を得ると共に、様々な場で活動している看護職を講師として招聘して活動内容と将来展望について話を聞く場を設ける。

看護学セミナーは、専門科目の基本的な学修が進展した3年次に設定し、国内外における看護職の社会的・職業的自立の現状と課題を具体的に理解することを目標に、検討課題を設定して、小グループによりグループ討議を行い、看護職のこれからの社会における役割発揮とは何かを考察する。

## (2) 教育課程外の取組について

教育課程外の取組を通じて、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための具体的な取組内容として、地域社会の中で生じている健康課題や、その背景にある生活課題にかかわるボランティア活動を推奨する。活動の運営にかかわる人々や参加者との交流を通して、地域社会の課題に自立して対応する方法、看護職として養うべき能力について理解を深める。活動やその経験を通して学んだことは、ポートフォリオに記入し、学生自身が自分の考えの成長を確認できるようにする。

### 【教育課程外の取組の具体的な内容】

～本学が設置する“地域共創ケアセンター”を拠点とした社会的・職業的自立に関する教育課程外の取組～

#### 1) 社会的・職業的自立に関する教育課程外の取組に対する方針

これからの看護は、従来の保健医療福祉等の枠組での役割発揮に加えて、地域社会の人々が求める新たな看護ニーズに応えるために、看護の役割発揮の場を創造的に開拓し、実践できることが求められる。社会が必要とする看護ニーズを捉え、看護職としてどのように役割発揮できるのかについて専門職業人として自立して考えて行動するには、そのための基礎的能力を育む段階にある学生として、多様な年代や背景をもつ人々と、支援者としてかかわりのもてる場に参画し、学生自身が考え行動できる機会をもつことが重要である。本学では、学生が社会的・職業的に自立する基礎力を涵養できるよう教育課程内での取組をカリキュラムに位置づけると共に、教育課程外の取組についても計画と体制をつくり、教育課程外の取組を推奨する。

#### 2) 教育課程外の取組の具体計画

地域共創ケアセンターを、地域に拓かれた教育研究及び大学の社会貢献の場として設置する。学内の教員が専門性を超えて協働し、健康教育及び相談の場、セミナーによる学習の場、イベントによる交流の場、安心できる居場所として機能するよう、年間を通じて事業を企画運営し、地域社会に拓かれた活動を行う。学生がこのセンタ

一の活動の企画運営に、教育課程外の取組みの一環で、ボランティアとして参画することを推奨する。地域社会の人々との接点を通して、地域社会の中で生じている健康課題やその背景にある生活課題を知ると共に、センターの活動の参加者や協力者と持続的にかかわることにより、地域の人々と信頼関係を構築し、連携協働しながら、地域社会の課題に看護職として役割を發揮する方法について自立して考える機会をもつ。活動参加の経験を通して学んだことは、ポートフォリオに記入することによって学生自身が自分の考えの成長を確認できるようにする。

### 3) 教育課程外の取組のための体制づくり

教育課程外の取組のための体制として、当センター事業の企画・運営に中心的にかわる基幹教員組織を置く（地域共創ケアセンター運営委員会）。＜図2＞

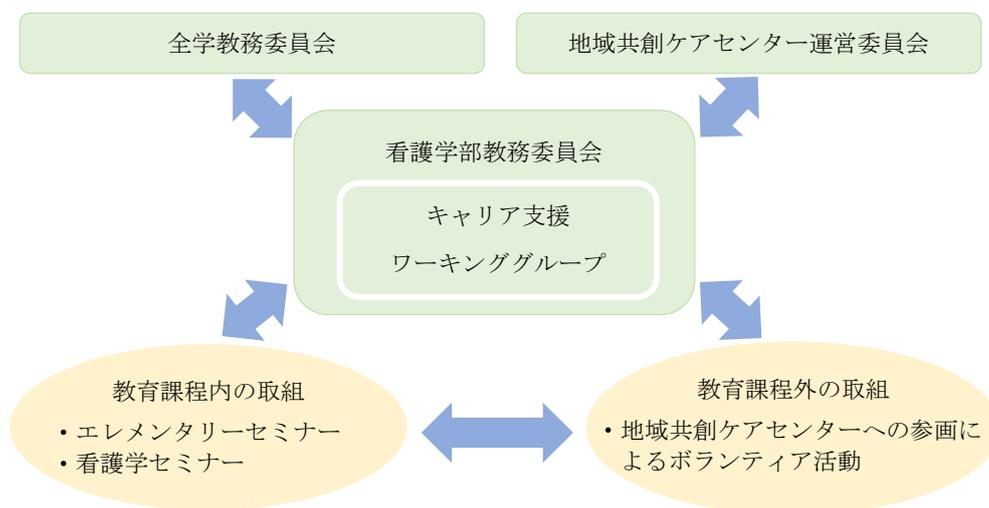


図2 社会的・職業的自立に関する教育の取組体制

### (3) 適切な体制の整備について

社会的・職業的自立を図るために必要な能力の育成においては、看護職の社会的・職業的な自立に対する持続的な現状理解と課題認識が重要である。理解と課題認識を教育的に促すには、学外の関係者、関係組織との有機的・緊密な連携の下、看護職の社会的・職業的自立に関係する話題提供を定期的に行うセミナー等を教育課程内に位置づけ実施する。セミナーは1年次から4年次の全ての看護学部の学生や教員はもちろんのこと、学内の他学部の学生や教員、学外に関連施設の専門職者にも公開する。セミナーの企画運営が継続的に行えるように、企画運営にかかわる組織を看護学部の教務委員会内の一つのワーキンググループに位置づけ（キャリア支援ワーキンググループ）、取組のための事業費も確保する。教育課程内の取組と教育課程外の取組が連動して学生の学びにつながるように、教務委員会と地域共創ケアセンター運営委員会のそれぞれがキャリア支援ワーキンググループにかかわる。